民生教育委員会会議録

招 集

令和2年12月14日(月)午後1時 議場

出席委員(8名)

(委員長) 国 頭 靖 (副委員長) 伊藤 ひろえ

石橋佳枝 岩崎康朗 岡田啓介 門脇一男

土 光 均 矢田貝 香 織

欠席委員(0名)

説明のため出席した者

伊濹副市長

浦林教育長

【市民生活部】朝妻部長

[市民課] 森課長

[保険課] 佐小田課長 田村課長補佐兼保険総務担当課長補佐

「生活年金課」的早課長

[市民税課] 長谷川課長

「固定資産税課」宮松課長

「収税課」影岡次長兼課長

[環境政策課] 藤岡次長兼課長 山川課長補佐兼環境計画担当課長補佐 大峯環境保全担当課長補佐

「クリーン推進課〕清水課長

【福祉保健部】景山部長

[福祉政策課] 大橋次長兼課長 渡部企画担当課長補佐

[福祉課] 橋尾課長 長尾課長補佐兼保護第二担当課長補佐

[障がい者支援課] 仲田次長兼課長 橋本担当課長補佐

[長寿社会課] 塚田課長 足立課長補佐兼介護保険担当課長補佐 足立課長補佐兼高齢者福祉担当課長補佐

[健康対策課] 中本課長 仲田課長補佐兼健康総務担当課長補佐

【こども未来局】湯澤局長

[こども相談課] 松浦課長 白鳥家庭児童相談室長

[子育て支援課] 池口課長 大谷子育て政策担当課長補佐

井上子育て支援担当課長補佐 赤井子育て政策担当係長

【教育委員会事務局】松田局長兼教育総務課長

「教育総務課〕後藤課長補佐兼教育企画室長

[学校教育課] 西村課長 仲倉課長補佐兼指導担当課長補佐 西山担当課長補佐

[生涯学習課] 木下課長 安田課長補佐兼生涯学習担当課長補佐

「学校給食課」山中課長 野口課長補佐兼給食担当課長補佐

出席した事務局職員

松下局長 土井次長 先灘調整官 安東主任

傍聴者

安達議員 稲田議員 岡村議員 奥岩議員 田村議員 戸田議員 西川議員 前原議員 又野議員 三鴨議員 渡辺議員

報道関係者3人 一般7人

審査事件及び結果

議案第97号 米子市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に 関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条 例の一部を改正する条例の制定について

議案第98号 米子市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

|原案可決|

議案第99号 米子市地方活力向上のための固定資産税の課税免除及び不均一課税に関 する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第105号 米子水鳥公園及び米子水鳥公園ネイチャーセンターの指定管理者の指 定について 「原案可決〕

議案第106号 米子市心身障害者福祉センター及び米子サン・アビリティーズの指定 管理者の指定について 「原案可決〕

議案第107号 米子市シルバーワークプラザの指定管理者の指定について[原案可決]

議案第108号 米子市福祉保健総合センターの指定管理者の指定について「原案可決」

陳情第74号 地方消費者行政の拡充を求める意見書の提出について(陳情)「不採択」

陳情第75号 保健所の機能強化を求める意見書の提出について(陳情)

陳情第79号 安心安全な教育環境のための少人数学級を求める意見書の提出を求める 陳情 「不採択〕

報告案件

・ヌカカ対策事業について

「市民生活部」

・米子市老人福祉センター(ふれあいの里内)の入浴施設の休止について 「福祉保健部]

・令和2年10月1日現在の保育所入所待機児童数について

「福祉保健部〕

・令和3年米子市成人式開催概要について

「教育委員会]

午後1時00分 開会

○国頭委員長 ただいまから民生教育委員会を開会いたします。

本日は、9日の本会議で当委員会に付託されました議案7件、陳情3件についてを審査 いたします。

初めに、陳情第79号、安心安全な教育環境のための少人数学級を求める意見書の提出 を求める陳情を議題といたします。

当陳情の審査に当たり、参考人として、陳情提出団体であります新日本婦人の会米子支 部支部長の柳瀬様に出席いただいております。

早速、説明をしていただきたいと思いますが、説明は分かりやすく、簡潔にお願いいた します。また、説明は着席したままで構いません。

それでは、柳瀬様、お願いいたします。

〇柳瀬氏(参考人) 新日本婦人の会米子支部の柳瀬和子です。意見陳述いたします。

鳥取県では少人数学級施策として、小学1、2年だけで30人以下、中学1年は33人以下、その他は35人以下と、国の基準以上の配置基準で実施されています。全国各自治体ごとに何らかの形で少人数学級の施策が実施されていますが、自治体ごとで格差が広がっているのが現実です。全ての子どもたちがどこで生まれても同じようにゆとりを持って教育を受けられることは、多くの保護者、教育関係者の願いです。私たち新日本婦人の会が毎週発行しています新婦人しんぶん8月6日号に、少人数学級を求める署名の取組を紹介しています。これは資料としてお配りしていますので、ぜひ目を通していただきたいです。著名な教育研究者12名の呼びかけた署名が瞬く間に広がりました。コロナの時代に子どもを大切にする学校を子どもたちにと、安心安全な少人数学級の実施と、授業を詰め込み過ぎない学校生活の保障を求める署名です。短期間の取組にもかかわらず、米子では378筆集まりました。全国では18万人以上が賛同をしています。国会では、萩生田文科大臣は少人数学級実現の質問に対し、不退転の決意で取り組む勇気をもらったと答弁されています。ぜひ、米子市議会から国に意見書を上げていただきたいと思います。

参考に申し上げますが、県内でこのように意見書を採択した議会は、境港市、倉吉市、 湯梨浜町、琴浦町です。

以上で説明を終わります。

〇国頭委員長 説明は終わりました。

参考人に対して、質問はございますか。

土光委員。

〇土光委員 質問します。まず、この陳情の趣旨をもう一度確認したいと思うのですが、安全安心な教育環境というのは、今のコロナ禍の状況で1学級の人数が30人以上とか35人とか、そういった状況で、いわゆるソーシャルディスタンスというか、そういったことが難しいのでもっと1学級の人数を少なくしてほしいというか、そういったのが一番の趣旨だというふうに理解していいですか。

- ○柳瀬参考人 答えていいですか。
- **〇国頭委員長** 柳瀬様。
- **○柳瀬参考人** やっぱり30人、35人では、1人の教師では一人一人にきめ細かく対応ができないということです。教室の中で20人以下の少人数で配置基準をしていただきたいということです。実際に、コロナのときに一斉休校の後、分散登校をした子どもたちが、授業がよく分かったとか、子どもたちが少ない人数で授業を受けたことがよかったというふうな声が出ているわけです。現在の35人とか40人でしたら、教室の中は歩くのにもソーシャルディスタンスが取れませんね。それで、やっぱり教師の目が一人一人に行き届かないと思います。ですから20人以下のクラス編制ができたらいいと思います。それでこの陳情を出しました。以上です。
- **〇国頭委員長** 土光委員、よろしいですか。 土光委員。

○土光委員 この陳情の趣旨って、例えば少人数学級にという話自身は以前から、いろんなとこから出ていると思います。その理由としては、今言われたきめ細かい教育とか、教師の目がちゃんと届くように、言い換えればそういった教育が実現できるように1学級の人数を少なくという話、そういった議論、ずっと以前からあると思うのですが、今回、特に今回の陳情というのは、それの考え方に沿ったものか、それとも、特にこれ、陳情の題

名が安心安全なという形、それから陳情の趣旨、理由でも触れているのですが、今のコロナ禍の環境で、今の学級、1学級の定員では、いわゆるソーシャルディスタンスがなかなか取りにくい状況があるので、それが、そういう理由で少人数学級というふうにこの陳情は言っているのか、あんまりそのコロナのことではなくて、要は一言で言えばきめ細かい教育を実現するために少人数学級をというふうな、そういった趣旨での陳情なんですか。

- 〇国頭委員長 柳瀬様。
- ○柳瀬参考人 特にコロナになって、特に危険だということが分かったということで、2 0人以下ということを要請します。
- 〇国頭委員長 土光委員。
- **〇土光委員** 多分、両方の面があるんではないかというふうに理解しました。

それから、先ほどの説明で、鳥取県では学年によって違いますけど、最大35人以下の学級が実現している。これは県独自というか、米子市も含めてそういった施策の結果というふうになっている。先ほどの陳情で、鳥取県はそうだけど、全国を見ると必ずしもそうなっていない自治体もある。だから、今回の意見書というのは、場所によって教育の格差が生まれないようにということで、いろんな自治体から、なかなかまだ40人学級しか実現してないとこも国の施策で少人数になるようにという、そういった全国的な視点で見て、教育環境をよくするために各自治体から意見を上げてほしいという、そういう趣旨ですか。

- 〇国頭委員長 柳瀬様。
- ○柳瀬参考人 はい、そうです。
- 〇国頭委員長 土光委員。
- **〇土光委員** 鳥取県の施策とか状況に関しては、どういうふうな評価をされていますか。
- ○国頭委員長 柳瀬様、よろしいですか。
- **〇柳瀬参考人** 小学校 1 、 2 年だけが 3 0 人以下ですけれども、やはりこれも 3 0 人でも多いと思います。 3 5 人クラスよりも、それよりも少人数にするほうが子どもたちのため、人格形成のためには 3 5 、 3 0 人、 3 5 人でも多いと思います。
- **〇国頭委員長** 土光委員。
- ○土光委員 この陳情で、最後の記ということで、20人学級を展望しというふうに、意見書では取りあえず30人以下の学級編制が可能になるようにという内容の意見書を上げてくださいということですが、30人では、やはり30人でも多過ぎますか。20人だったら、その辺、いろんな課題が解決されるというふうにお考えですか。もしそうだとすると、その辺の、なぜそのように考えるかというところが、何か説明できる範囲でということでいいですけど、要は30人でもまだ多過ぎる、目指すのが20人。逆に言うと、じゃあ20人だったら大丈夫というふうに考えていると受け止められるのですが、その辺の考え方を説明してもらえますか。
- ○国頭委員長 よろしいですか、柳瀬様。
- **○柳瀬参考人** 今の35人、40人のところから即30人というのも、なかなか国としては難しいんじゃないかと思います。それを20人にしてほしいという願いもすぐにはかなわないと思いますので、30人以下というふうになっておりますけれども、20人でも、それでも十分だとは思いません、もう少し人数が少ないほうが子どもたちにはよい教育環境になると思います。

国の教育予算をもっと増やしてほしいということからですので、30人以下の学級編制

と、それから20人以下にしてほしい、本当のところは20人以下を目指してほしいということです。以上です。

〇国頭委員長 ほかにありませんか。

ほかにないようですので、参考人に対する質疑は終結いたします。 次に、本陳情の賛同議員であります岡村議員から説明を求めます。 賛同議員も参考人同様、着席したままの説明で構いません。 岡村議員。

○岡村賛同議員 陳情第79号について、賛同理由を述べさせていただきます。

国が定める義務教育標準法では1クラスの定員が、小学1年のみが35人となっている以外、その他は全て40人となっています。少人数学級の教育的効果を認めている鳥取県内では、小学1、2年は30人学級、中学1年は33人、その他は35人学級として、少人数学級を一歩前に進めています。その基準を超える教員の配置については、鳥取県と各市町村が折半で加算に関わる人件費を拠出しています。その人件費の米子市の持ち出しが、今年度、小学校で教師22名分、中学校で14名分、合わせて36人分の人件費の半分、計7,200万円、米子市にかかっているということになります。国の制度となれば、それら市の持ち出し分が軽減されることになります。少人数学級の教育的効果については異論がないところだと思います。今年11月14日付のしんぶん赤旗では、少人数学級の実現を国に求める地方議会の意見書が、北海道や高知県など16の道県を含む534議会で採択されていると報道されています。ぜひ、少人数学級を国に先駆けて一歩前に独自に進めている鳥取県内の自治体から、国の制度として少人数学級をするよう意見書を上げていくべきだと考え、賛同理由とさせていただきます。以上です。

○国頭委員長 賛同議員による説明は終わりました。

委員の皆様から質疑はございませんか。

土光委員。

〇土光委員 先ほどの陳述の中で、少人数学級の教育効果は認められているというふうに言われたと思います。この場合の少人数学級は何人ぐらいのことが前提で教育効果が認められているという、この場合の少人数学級はどのぐらいの人数を想定してそういうふうに言われているのかどうか。

それから、もう一つは教育効果、少人数学級で教育効果が、何かいろんな意見とか、いろんな研究結果で、この効果に関してもあるという結果もあるし、あるけど非常に僅かだ。ないという効果はあるのかな、その辺のところは、もう効果はあるというふうに、ほぼ確定しているというふうに理解していいのですか。

- **〇国頭委員長** 岡村議員。
- ○岡村賛同議員 私が言う少人数学級というのは、鳥取県が今進めている、これは40人以下学級、40人じゃなくて35人とか30人とか、そういったものが国の義務教育標準法に比べて少人数だといった点で少人数学級というふうに言っております。

それと教育的効果については、この議場でも教育長が効果があるというふうな形での答 弁もなさっとる、私もそれに賛同しております。以上です。

〇国頭委員長 よろしいですか。

ほかにありませんでしょうか。

ないようですので、これより討論に入りたいと思います。

(「当局というか、の質問とか構いませんか」と土光委員)

- **〇国頭委員長** ありますか。
- 〇土光委員 はい。
- 〇国頭委員長 土光委員。
- ○土光委員 当局にお聞きしたいのですが、鳥取県は国の基準よりも上乗せという形でそれなりに予算措置をして、米子市と折半になるのかな、こういうふうに国の基準以上の環境にするという、そのためのそれなりの予算措置をするという、多分米子市もそういうふうに思っているから折半ということで予算措置をしているんだと思いますけど、国の基準ではやはり十分な教育効果は得られない。逆に、上乗せすれば教育効果がより進むというふうに考えてだと思うのですが、その辺に関しての見解をお聞きします。
- **〇国頭委員長** 西村学校教育課長。
- ○西村学校教育課長 鳥取県は平成24年度から、市町村の協力の下で少人数学級を導入しているわけですが、議員御指摘のように、人数が少なくなれば一人一人に応じたきめ細やかな指導の充実が図れたりですとか、学校生活や人間関係の円滑な適応など一定の効果があるというふうに認識しておりますが、ただ、一方では、児童生徒同士や教員との信頼関係を構築しながら、子どもたちが一定の人間関係を摩擦の中でつくっていくという観点では一定の規模が必要とも言われておりまして、そういったことで、ただ単に少なければいいとか、多ければ駄目だとか、そういった議論ではないというふうに認識しております。
- 〇国頭委員長 土光委員。
- **〇土光委員** 今の一定の規模というのは、1学級何人ぐらいというふうに考えられている んですか。
- **〇国頭委員長** 西村課長。
- **〇西村学校教育課長** 今、現状の鳥取県の人数が一定の規模というふうに本市としては認識しております。
- **〇国頭委員長** よろしいですか。

そのほか、質疑はございますか。

ないようですので、これより討論に入ります。

採決に向けての委員の皆様の御意見を求めます。

そうしますと、最初は石橋委員、伊藤委員、岡田委員、土光委員、矢田貝委員、門脇委員、岩﨑委員の順番でよろしいでしょうか。

石橋委員、お願いいたします。

〇石橋委員 少人数学級を求めるこの陳情は、今の新コロナの状況の中で、本当に20人 ぐらいのクラスでしなきゃ距離が保てない、本当に密になるということの中で、急遽、急 いでということで上がってきていると思います。ですけれど、少人数学級にするべきだと いうか、したいというその願いは、もう長いこと続いているものです。

OECDの2020年版の図表で見る教育というのを見ますと、OECDの各国平均で小学校は21.1人、中学校23.3人ですけど、日本は小学校27.2人、中学校が32.1人ということになっています。このグラフ、小さいから見えませんけど、赤いところは、日本は最も多いほうなんですね、1クラスの人数が。アメリカとかイギリスなどでは30人以下というところから、さらに20人以下、15人以下というふうなところを目指してずっとされているということで、一人一人に目配りした指導を行うということを重視して

いるという傾向があります。

子どものグループ、集団が小さいということになると、その中で、子どもはその他大勢ではなくって、一人一人が自分がそこの場の主人公、主体性を持って学んでいくっていうふうなこともありますし、それから子ども同士もお互いのことをよく分かり合いながら切磋琢磨していく、集団で啓発し合うという関係も生まれるというふうに、このOECDの報告の中では書いてあります。

それに加えて、日本の教員の数というのは、やはり少ないんですけども、自己研さんの率というのもやはり他国に比べて少ないんですけど、それはもう本当に多忙だということが大きい原因かというふうに思います。そして、日本では、もし職業を選び直すならもう一回先生になるのかと言われたときに、選ぶ人っていうのは54%ちょっとなんですけど、OECDの平均75%ということで、これも下回っている。なかなか自分の研さんもできないで、大変忙しい仕事をしているという現実が見えます。やはり教員の数を増やして、少人数学級を増やして、子どもにも、教員にも、やはりいい教育の現場をつくってもらいたいという意味合いから、この陳情は採択すべきだというふうに思います。

そして、少人数学級はいじめとか不登校なんかの問題に対しても、やはりきめ細やかな 対応ができて、やっぱり減らす効果があるということも言われております。

以上、採択すべきの意見です。

- **〇国頭委員長** 次に、伊藤委員。
- **〇伊藤委員** 私は、少人数学級を求めるこの方向性については同じ考えでございます。しかし、今はコロナ禍で、新しい生活様式やその対策が学校現場でも優先となっております。 職員数だとか、あと教室などの影響も懸念されますことから、このコロナ禍での少人数学級実現を求めるこの陳情については採択をしません、不採択でお願いしたいと思います。
- ○国頭委員長 次に、岡田委員。
- **〇岡田委員** 私は、この安心安全な教育環境のための少人数学級を求める意見書については、採択をしないということでお願いをしたいと思います。

考え方としては分かりますけれども、国のほうも、少人数によるきめ細かな指導体制を計画的に整備していくだとか、ICTの活用などをしていくというようなことを打ち出しておられますけれども、ここに書いておられる20人学級を目指してというところで、そちら、その人数が適当なのかどうかというところもありますし、今、GIGAスクール構想等、いわゆる学級の人数を減らすということだけでなくて、ほかの部分での教育に対する協力、いわゆる教育現場が働き方改革もできて、子どもたちによりよい教育ができるようにということで、様々な方面から国のほうも動いておりますので、そちらのほうを注視していきたいというか、協力をしていきたいというふうに思いますので、この本陳情に関しては、採択をしないということでお願いします。

- ○国頭委員長 次に、土光委員、お願いします。
- **〇土光委員** 採択しないを主張します。

この陳情で、今の説明でなるほどなという点は2点あるのですが、その2点というのは、例えば鳥取県はある意味で恵まれているけど、他府県ではまだそういった状況になっていない実情があるから、多くの自治体で声を上げるというのはなるほどなと思いました。

それからもう一つ、国が制度として35人学級というふうにすると、それこそ県とか米 子市の負担がなくなるから、それもなるほどなというふうに思うのですが、1つはコロナ 禍の対策として、今、少人数学級を実施してくださいというのは、コロナ禍の対策としてはあまりいい方法ではないと思います。というのは、コロナ禍の対策は今しないといけないことで、この少人数学級云々を実現するのは、予算とか先生とかいろんなことで、これはすぐに実現できないことなので、コロナ禍の今の状況、より安全安心な学校教育環境を目指すという意味では、もっとほかにやるべき対策、したほうがいい対策があるのではないかと思います。

それから、もう一つは、少人数学級できめ細かな教育の実現、それはそう思いますが、言い換えると、要は先生の多忙をより少なくして、先生がきちっと子どもを見ていけるような環境をつくるという視点で考えていくと、必ずしも1学級の数を減らすということは、1つの方法ではあるけど、それだけではないと思います。例えば、1学級の数は今のままで、先生が1週間に持つ授業のこま数を減らす、つまり学級数はそのままで先生の数を増やすという方法もあるし、それから、岡田委員がちょっと触れましたけど、GIGAスクールでこういったITをどういうふうに利用するか、様々な議論があって、そこはきちんと議論をして一番いい方法を選ぶべきではないかと思って、まだまだここは議論が必要なとこだと思うので、即、今少人数学級でいこうということにはならないのではないかというふうに思うので、この陳情は不採択です。

- ○国頭委員長 次に、矢田貝委員、お願いします。
- ○矢田貝委員 私も、この79条の陳情には不採択でお願いしたいと思います。

まず、この陳情をずっと読ませていただいたのと、それから柳瀬様の説明をお伺いさせていただきましたけれども、1つはコロナの対策というところからの陳情の導入で、それを求めていかれるのかなというふうに思いましたけれども、最後の、本当の目的といいますか、陳情の内容というところは少人数学級というところで、この陳情そのものがもう少し整理する必要があるのかなというふうに感じているところであります。

学校現場においては、全力の感染拡大防止対策を最優先していただいているというふうに認識をしておりますし、教育委員会だけではなくて、当局におかれても情報発信であるとか、教育現場のその対策というのは全力で取り組んでいただいているというふうに私個人としても認識をしております。その関係の方々に感謝したいと思いますし、このコロナの感染拡大防止に対しては、児童生徒の日々の全力の対策というのも本当に終わりのない中で頑張っていただいていることと思っておりまして、それにも感謝をしたいと思います。

この陳情として、繰り返しになりますけど、感染拡大防止を求めているようでありますけれども、国への少人数学級への対策を求めているというところで、その両面とも私は思いを受け止めますが、陳情としては不採択というふうな扱いにさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

- ○国頭委員長 次に、門脇委員。
- **○門脇委員** 私は、本陳情に対しては不採択、採択しないでお願いしたいと思います。 先ほど説明していただきましたけど、この陳情の内容はよく理解できますし、少人数学 級の必要についても理解をしているつもりでございます。

ただし、陳情趣旨、理由の中に、20人学級を目指し、早急に30人以下の学級編制に することが求められますと、こうありますけども、一律に学級編制の人数を示すというこ とに、少し私は抵抗を感じております。

また、意見書の7行目のところから、令和2年9月8日に開催された政府の教育再生実

行会議の初等中等教育ワーキング・グループでのこの会議内容が示されておりますが、この後に、この陳情が出されました11月26日、これまでに、この一番近いところでは11月17日に4回目の会合が開催されたと伺っております。ぜひ、このときの会議の内容も示していただきたかったなという思いがございまして、ちょっと調べてみますと、新聞報道によると4回目の会議内容は、ちょっと紹介させていただきますけど、少人数学級の必要性は維持しつつ、一律に学級規模を縮小するというより、ポストコロナ期に目指すべき新たな学びを実現するために適正な規模を考えると、こういう発想に立つ方向性が示されたと、こういうことが報道されておりましたし、また、会合後に記者会見した内閣官房教育再生実行委員会会議担当室の池田貴城室長によりますと、少人数の指導を進めるという方向性はこれまでどおりだが、本当に必要なのは、単に学級規模を縮小するということではなく、これから目指す新しい学びに応じた学級サイズの適正化ということではないかという意見が出され、他の委員も賛同したと、こう述べられております。

現在、ICTの活用、GIGAスクール構想が進展中ということも鑑みまして、また、 先ほど紹介した4回目の会議内容からも、今の段階では、まず政府の教育再生実行会議の 初等中等教育ワーキング・グループの、この会議を注視すべきであると私は考えますので、 本陳情に対しては不採択、採択しないでお願いしたいと思います。

- ○国頭委員長 それでは、次に、岩﨑委員。
- ○岩崎委員 結論から申し上げますと、採択しない、不採択を主張したいと思います。

岡田委員のほうからもありましたように、国のほうでもやはり2020骨太の方針でももう既に示されておりますけども、少人数によるきめ細やかな指導体制の計画的な整備、あるいはICTの活用なんかを、新しい時代の学びの環境の整備についてとして検討を既に進められております。そして、適切に今後も対応していかれるということでございますので、本陳情は採択しない。よろしくお願いします。

○国頭委員長 それでは、討論を終結いたします。

皆様、採択、不採択であったと思います。

これより採決いたします。

陳情第79号、安心安全な教育環境のための少人数学級を求める意見書の提出を求める 陳情について、採択することの賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手…石橋委員〕

○国頭委員長 賛成少数であります。よって、本件については、採択しないことに決しました。

次に、先ほど不採択と決しました陳情第79号について、委員会審査報告書に記載する 意見の取りまとめを行います。

採決結果の理由につきましては、先ほどの各委員から出されました御意見を正副委員長において集約いたしまして、各委員に御確認いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

[「異議なし」と声あり]

〇国頭委員長 御異議がありませんでしたので、そのようにさせていただきます。

以上で陳情審査を終わります。

柳瀬様、本日は御出席いただきありがとうございました。

民生教育委員会を暫時休憩いたします。

午後1時36分 休憩午後1時40分 再開

〇国頭委員長 ただいまより民生教育委員会を再開いたします。

教育委員会からは1件の報告がございます。

令和3年米子市成人式開催概要についての当局の説明を求めます。

木下生涯学習課長。

〇木下生涯学習課長 令和3年米子市成人式の開催概要について、生涯学習課から御説明いたします。

全国的に新型コロナウイルスが感染拡大している状況下にあって、成人式の開催につきましては様々な御意見をいただいており、また、情勢も日々刻々と変化をしておりますが、現時点で本市において準備を進めております内容について御報告させていただきます。

まず、成人式の開催についてでございますが、成人式は新成人の門出をお祝いするとともに、郷土への誇りと愛着を持っていただくことや、式典の開催により成人としての自覚を促すことを目的に開催をしているものでございます。当事者やその家族にとって、一生の区切りとなる大切なものであると考えておりまして、できる限りの感染防止対策を講じて開催するよう準備を進めているところでございます。開催日時は令和3年1月3日、日曜日、午後2時から、会場は米子コンベンションセンターを予定しております。

次に、新型コロナウイルス感染防止対策についてでございますが、予定している主な感 染防止対策として12項目を挙げさせていただいております。

まず、(1)で式典内容の見直しとして、式典時間の短縮、舞台上の密を避けるため登壇者を減らすこと、国歌や米子市の歌の斉唱を独唱に変更することなどを考えております。

(2)から(7)までは会場での対策でございます。(2)入場時の検温、手指消毒の徹底。(3)会場内及び会場周辺でのマスク着用ですとか、大声を出さない、密集、密接しないように呼びかけを徹底することにしております。(4)会場内にガイドポール等を配置して、滞留、密集状態を防止すること。(5)例年行っております会場内の飾りつけを廃止し、記念写真の撮影による密集状態を防止すること。(6)新成人と来賓との動線を分け、年代が異なる方同士の接触を防止すること。(7)多目的ホールの入場人数を定員の半数までに制限し、国際会議室を分散会場として活用することとしております。

また、(8)自粛等で式典に参加できない方への対応として、式典のインターネット配信をするよう検討しております。(9)以降は参加者への呼びかけでございますが、今年度は事前申込制とさせていただいておりまして、事前に参加申込みをしていただくことにより連絡先を把握し、万が一感染者が出た場合に対応できるよう備えております。そのほか、参加者に対しまして、高熱、風邪症状がある場合の参加自粛要請ですとか、日常生活において感染防止に留意していただくよう啓発、式典後の同窓会などの飲食の自粛要請を行っております。

感染防止対策は、今後必要に応じて追加をしてまいります。また、成人式開催に関する 最新の情報につきましては、市ホームページを随時更新して情報提供をしております。 説明は以上でございます。

○国頭委員長 当局の説明は終わりました。

委員の皆様からの質疑、御意見を求めます。

石橋委員。

- **〇石橋委員** 幾つかちょっとお伺いしたり、意見を言います。 来年度の成人を迎える人は、米子市では大体何人になるんでしょうか。
- 〇国頭委員長 木下課長。
- **〇木下生涯学習課長** 市内での、来年度というのは、今度の。

(「はい」と石橋委員)

- **〇木下生涯学習課長** 市内にお住まいの該当者が1,546名です。
- 〇国頭委員長 石橋委員。
- ○石橋委員 成人式というのは、本当に一人の人生の中で大きな節目になります。本人も御家族も大変心待ちにして、いろいろ思いがあることだと思いますが、毎年成人式の様子を見ていますと、やはりどうしてもすごく密だなというふうなことを感じます。会場の周辺のことはいろいろ配慮をされるように書いてありますが、ここの中で、もう一つ気になるのは、会場の外の状況です。始まるまでに、成人は次々集まってきて、会場外の広場で大変触れ合うことを楽しみにしとられます。ああいうところも、やはりちょっと規制をかけて密にならないようにしなきゃいけないなというふうに思うので、それがちょっと1点申し上げたいことです。

もう一つは、そうはいってもいろんな土地、東京やら大阪やら名古屋やら北海道にもいらっしゃるかもしれん、いろんな土地から帰ってくる成人の人っていうのは、帰ってくる本人自身もそれを迎える家族も大変コロナに関して御心配だと思います。もし仮に症状がなくて、帰ってきて、それで米子にコロナを広げてしまったらいけんっていう思いは、本人も家族も本当に強くて、そこは悩ましいところだと思うんです。他の自治体でぼちぼち出ているように、成人に対して、特にここの事前申込みをされた方に対してPCR検査をすると。無料でというふうに望みたいんですが、無料ができなければ半分とか3分の2の補助とかという考え方もあるかもしれませんが、岩美町でしたかね、などは町が全額負担で、琴浦もそうだったかと思いますが、PCR検査をするというふうに方針を出しておられます。そういう、その保障を片方でしながら、心置きなくというか、本当に喜んで成人が式典に参加できるように、喜んで帰ってきて、同じ年代、年の友人と触れ合う、触れ合うっていっても密にならんようにですけど、顔を見たりすることができるようにしてあげたいというふうに思うんですが、その点はいかがでしょうか。ぜひ検討をお願いしたいんですが。

- 〇国頭委員長 木下課長。
- **〇木下生涯学習課長** 会場外で密にならないようにということでございますが、これはスタッフを配置いたしまして呼びかけ、それから会場外であってもマスクの着用を徹底させるように呼びかけをすることにしております。

それから、PCR検査についてでございますが、今、調査をしているところによりますと、山陰の各市においては、現在のところPCR検査をする予定はないということで伺っております。実際、PCR検査をするとなりますと、いろいろと問題もございます。その有効性についてもいろいろと意見があるところでございますので、これについてはもう少し様子を見たいなと。ここでやる、やらないということはなかなか申し上げにくいかなというふうに思います。

- 〇国頭委員長 石橋委員。
- **〇石橋委員** コロナが発生した後でPCR検査をしていくんではなしに、ぜひこういうク

ラスターが発生しやすいような条件のあるときに、先んじてやはりそれを防ぐような対策というのは本当に必要だと思いますし、それが本当に賢いことだというふうに思います。 今、やっぱりコロナの問題では後追いの検査ではなくて、先に検査をして感染を防ぐ、このことをぜひお願いしたいというふうに思っております。ぜひ、検討してください。

○国頭委員長 ほかにありませんか。

矢田貝委員。

〇矢田貝委員

感染防止対策、具体的に12項目見させていただいたんですけど、この3密状態の回避であるとか、私も石橋委員がおっしゃったみたいに、屋外の密集っていうところを案じているんですけれども、その辺りにどのように密集、滞留をしないように徹底をしていくのかというところの具体的な案をお持ちですか。

- 〇国頭委員長 木下課長。
- **○木下生涯学習課長** 屋外についての具体的な案というのは、今は呼びかけ以外には持っておりません。なかなか動きというのをコントロールするっていうのは難しいのかなというふうに思っております。配置する人数を調整して、指示をしていくということなのかなというふうに考えております。
- **〇国頭委員長** 矢田貝委員。
- ○矢田貝委員 私は、声を出して徹底していくというところが、まず、よりざわついていくっていうところにつながるというふうに考えるんですね。ですので、大きなボードでもって静粛にしていただくであるとか、何人以上集まっているところのほうに向かって、何えば何かメッセージを示していくというような工夫が要るんじゃないかなというふうに考えます。屋内につきましては、ガイドポール等を設置というふうに書いてあって、何か工夫を考えてらっしゃるのかなというふうに思いますけれども、きっちりとそのあたりの対応をしていただきたいというふうに思います。入場がとにかく開会間際になって流れ込みます。そのあたりがないような工夫をぜひともお願いをしておきたいというふうに思います。

あと、アプリ関係なんですけれども、若いお子さんですから、スマホ等使いこなしてい らっしゃると思いますので、鳥取県のアプリも含めまして、その辺の登録をしっかり訴え ていただきたいなというふうに要望しておきたいと思います。

あと、1,546人の対象に対して、今のところどれくらいの事前の把握といいますか、 予定になっているのかというのが分かれば教えてください。

- **〇国頭委員長** 木下課長。
- **〇木下生涯学習課長** すみません、先ほど 1 , 5 4 6 と申しましたが訂正します。 1 , 4 5 6 でございます、すみません。

事前登録でございますが、現在のところ、700名ちょっとの事前申込みをいただいて おります。

- 〇国頭委員長 矢田貝委員。
- **○矢田貝委員** 分かりました。その方々にもし再度何らかの発信をするチャンスがあるのであれば、アプリ、それから事前の滞留等をという、再度の徹底が何かホームページをみんなが見るとも限りませんので、できればいいんじゃないかなというふうに思います。 以上です。

〇国頭委員長 ほかにありませんか。

門脇委員。

- **〇門脇委員** まず、今、矢田貝委員が言われましたアプリの導入っていうか、この件については、要望されましたけど、当局としてはどういう考えをお持ちなのか、まずお聞きしたいと思います。
- **〇国頭委員長** 木下課長。
- **〇木下生涯学習課長** 実は、事前申込制を導入させていただいているんですけども、この中でアプリの登録の呼びかけをしております。ですので、まずはそこでアプリの導入を同意していただいて、申込みをしていただくということにしております。それから、会場におきましてもQRコード等を設置して、その場でも登録できるように準備をする予定にしております。
- 〇国頭委員長 門脇委員。
- **○門脇委員** 分かりました、ありがとうございます。

次に、今年度の米子市の各事業においても、その事業に対して、こういう場合になった ら中止するよというような取決めが今まであったと思うんですけど、ちょっとここには、 今、表記されてないんですけど、そういう、例えば成人式において、コロナ関係でこうこ うなったら中止するという、そういう基準といいますか、そういうものはお持ちでしょう か。

- **〇国頭委員長** 木下課長。
- **〇木下生涯学習課長** これは、いつそれを判断するかということも難しいところでございます。一応、今、全国的に短期集中取組期間とされておりますのが12月の17日でございますので、その頃を目途に状況のほうで判断をしていきたいと思っておりますが、具体的な判断基準ついては、そのときに検討してお示しをしたいなというふうに考えております。
- **〇国頭委員長** 門脇委員。
- **〇門脇委員** 難しい問題というか、判断になると思いますけど、そこのところはしっかりとお願いいたします。

それと、(12)ですけども、式典後の同窓会自粛要請ってありますけど、ちょっと非常にこの同窓会っていうこの表記、受け取り方が難しいんですけども、本当に大きく何十人も集まって同窓会という意味なのか、例えばもう何人以上の集まりはちょっと自粛してくださいよという意味合いなのか、その捉まえ方がいまいちよく分からないんですけど、ここをちょっと説明をお願いします。

- **〇国頭委員長** 木下課長。
- **〇木下生涯学習課長** これは言葉としては、大人数での会食やカラオケは感染リスクが高まりますので自粛をしてくださいというような言い方で呼びかけをしております。 具体的に何人というふうに、数をお示しはしておりません。
- **〇国頭委員長** 門脇委員。
- **○門脇委員** なかなかね、人数を示さないと、個々に任せると、10人でも少ないって思われる方もおれば、5人でもやっぱり多いって思われる、その個々に判断を任せるっていうのは非常に危ういと思いますので、この辺もよく検討していただきたいなと思います。 それと、特に成人式で、二十歳で集まられた人たちばかりですので、やっぱり式典後の、

集まりやすいというか、これを楽しみに帰ってこられる人も、集まってこられる方も多い と思いますので、これ本当に周知をしっかりしていただかないと、なかなか伝わりにくか ったりすると思いますので、この辺のところもしっかりしていただきたいと思います。

あとは、すみません、1番ですけど、ずっとこう書いてありまして、式典内容の見直し も行うということですけど、ここにちょっとアトラクションのことが書いてありませんけ ど、この1月の成人式のアトラクションについて少しお聞きしたいと思います。

- 〇国頭委員長 木下課長。
- **〇木下生涯学習課長** 今年度は、式典については、式典のみを行って、アトラクションは 行わないことにしております。ただ、式典終了で来賓の方に御退場いただいた後に、新成 人だけでオリンピックの代表の三上選手、入江選手のオリンピック壮行会というような形 で短時間ですけれども行うように、成人式実行委員会のほうが準備をしているところでご ざいます。
- ○国頭委員長 門脇委員。
- **〇門脇委員** じゃあ、しっかり感染防止対策、万全にしていただきまして、成人式を行っていただきたいと思います。以上です。
- **〇国頭委員長** ほかにありませんか。 岡田委員。
- ○岡田委員 結論として、されるということで、実は私も子どもがこのたびなんですけれ ども、あくまでも、これ当然ですけども、幾ら市のほうが対応しても、これは自己責任で あって、ここに来ることも、来ないことも、本人の判断に当然ですけども委ねておられる ということで、これ新成人になるわけですから、私も娘に言うんですけれども、当然、そ れぞれ環境が違います。ですので、その中で自分で判断をして、こういう環境下ですので、 職業によっても、例えば家族の中に既往症のある方がおられる方もおられるでしょうし、 一人の方もおられるでしょうし、それは自己判断をしてくれというのを娘に言うんですけ れども、やっぱりこのたびのことも、やっぱりいろんな立場のお子さんがおられるし、親 御さんもおられて、いろんな思いもあって、ただこれを中止ということで、その行くとい う選択肢をなくすというのは今回避けられたということで、ただやっぱりされるもんです から、やっぱり行きたくなるのが当然ですけども、人情だと思いますし、同級生に久しぶ りに会いたいなと思う気持ちは当然あるんだろうと思うんですけど、そこで、やっぱりい わゆるあくまでも自己責任できちっとやってほしいということも加えて、ちょっと厳しい 言い方になるかもしれませんけれども、やっぱりそういうことになるんだろうと思うんで すね。これからの米子市が行う行事に関して言っても、当然ですけど万全の対策を取って いただくように私も要望したいと思いますけれど、これは100%リスクを抑えるという ことはできないわけですから、最後は自己責任でやっていただくということになるので、 そこは厳しい言い方のようですけれども、リスクに、それぞれの方の立場、状況に応じて やっぱり判断をしていただくようにお願いをぜひともしていただきたいなというふうに思 いますので。

対策のほうはいろいろと考えて、これからも万全の体制を取られると思いますので、そこのあたりですね、その後また、ここでもし万が一、出てしまったときに、いろいろ誹謗中傷とかなんとかっていうことあります。全国的に見ると、高校生に対してもかなり厳しいことを、そこも賛否両論があって、何かマスコミの中ではマスクを取って高校生がしゃ

べっていたから感染したみたいなことを言う人もいますし、逆に高校生が一般の生活の中で多少マスク取って話したことが、そんなにいわゆる非難をされるべきことなんだろうかっていうような議論もあって、そこらはいろいろあるんですけれども、言い方が悪いんですけど、もし出たにしても万全の対策をして、それぞれがやっぱり責任を持って来とられるわけですので、誰かのせいということでは当然ないわけで、やっぱりそこは、逆に言うと、出てしまったときには全員が協力して、なられた方に対しては早く回復するようにしなきゃいけませんし、医療体制等できちっとした体制を取っていただけるように、やっぱりみんなが、何ていうんですかね、悪い方向に言うんじゃなくって、もしなってしまった場合には速やかにその状況が解決できるように、前向きに行けるように啓発というか、言っていただきたいなということも付け加えて申し上げておきたいと思います。

○国頭委員長 意見ということで。

ほかにありませんか。

土光委員。

- **〇土光委員** まず、対象者が1,456ということですが、この対象者というのは該当の 年齢で、米子市に住民票がある者ということで対象者になるんですか。
- 〇国頭委員長 木下課長。
- **〇木下生涯学習課長** そのとおりでございます。
- 〇国頭委員長 土光委員。
- ○土光委員 よく一般的に、今、帰省とかなんかで市外に、広く言えば県外に、例えば学校関係で県外に行くとか、それから就職関係で県外に行く、よくこれ言われるのは、いろんなとこからいわゆる帰省と、帰ってきて、そこで集まって大丈夫かなみたいな、そういうふうなイメージがあるのですが、米子市に住民票がある人が対象だったら基本的に米子市に住んでいる人が集まるというふうにも思えてしまうんだけど、ただ、実際は、例えば学生さんなんか、県外に行っているけど住民票はそのままというケースが多いから、実態として成人式で集まるのは県外に住んでいる人が集まる場になるというふうに考えていいですか。
- 〇国頭委員長 木下課長。
- **○木下生涯学習課長** 住民票がない方であっても、中学校なり高校を米子市で過ごした方で希望があれば参加をいただくということで、個別に連絡をいただいて招待状のほうを発送しております。今年度につきましては事前申込制をしておりますので、現住所というか、今お住まいのところを情報として書いていただくようにしております。それによりますと、今、700名のうち大体200名ぐらいが県外の方だというふうに把握をしております。
- **〇国頭委員長** 土光委員。
- **〇土光委員** 分かりました。700名のうち200名は実際県外にお住まいの方がということです。

ただ、今、対象者は米子市に住民票がある人だというふうに言ったのですけど、でも、なくても中学までか、高校も、分かんないけど、米子市に一定程度住んでいて、住民票を移している人も、希望があれば対象者にするのですか。

- **〇国頭委員長** 木下課長。
- **〇木下生涯学習課長** そのような取扱いにしております。
- 〇国頭委員長 土光委員。

- **〇土光委員** この1,456というのは、そういう人も含めて1,456という意味ですか。
- 〇国頭委員長 木下課長。
- **〇木下生涯学習課長** 1,456は、今年の11月1日現在、米子市に住民票を置いておられる方で、二十歳の年齢の該当の方が1,456名でございます。
- **〇国頭委員長** 土光委員。
- **〇土光委員** だから、事実としては、対象者というか、成人式に参加はこの1,456以外の方も来ることはあり得るということですね。分かりました。

それから、2番の感染防止対策についてのとこで、1番で時間短縮とあります。通常どのくらいの時間で、今回はどのくらいの時間に短縮をするのですか。

- 〇国頭委員長 木下課長。
- **〇木下生涯学習課長** 通常が40分くらいかと思います。これが30分くらいになるのではないかなというふうに思っております。
- **〇国頭委員長** 土光委員。
- **〇土光委員** 今の時間はアトラクションとか、今回、壮行会もやるということですけど、 それも含めての時間ですか。
- **〇国頭委員長** 木下課長。
- **〇木下生涯学習課長** すみません、これは式典のみの比較でございます。
- 〇国頭委員長 土光委員。
- **〇土光委員** それも含めると、どのくらいがどのくらいになるんですか。
- 〇国頭委員長 木下課長。
- **〇木下生涯学習課長** 例年ですと 1 時間半のところが、今年度は 1 時間で終わるように想定をしております。
- 〇国頭委員長 土光委員。
- **〇土光委員** 分かりました。

それから、1番で、国歌斉唱を独唱に変更、つまり、今回誰か1人が歌うという形を取るということですか。

- 〇国頭委員長 木下課長。
- **〇木下生涯学習課長** そのとおりでございます。
- 〇国頭委員長 土光委員。
- **〇土光委員** これは意見ですが、みんな静かに曲を聞けばいいんじゃないかと私は思います。まあ、意見です。

それから、7番で、多目的ホールの入場人数制限で、定員の半分という説明でした。定員、何人でしたっけ。それから、もう一つは、国際会議室を分散会場として活用、この分散会場で活用というのは、具体的にどういうふうな対応をするんですか。

- 〇国頭委員長 木下課長。
- **○木下生涯学習課長** 多目的ホールの定員は2,004名でございます。ですので、半分ですので1,002名となります。国際会議室を分散会場として活用といいますのは、多目的ホールの模様をカメラで映しまして、その音声を国際会議室のほうに映写をしまして、そこでモニターで見ていただくというふうなことを想定しております。
- ○国頭委員長 よろしいですか。

ほかにありませんか。

ないようですので、本件については終了いたします。

民生教育委員会を暫時休憩いたします。

執行部の入替えをお願いいたします。

午後2時07分 休憩午後2時09分 再開

〇国頭委員長 民生教育委員会を再開いたします。

議案第106号、米子市心身障害者福祉センター及び米子サン・アビリティーズの指定 管理者の指定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

仲田福祉保健部次長。

〇仲田福祉保健部次長兼障がい者支援課長 議案第106号について御説明いたします。 議案書106の1ページを御覧ください。議案第106号は、米子市心身障害者福祉セン ター及び米子サン・アビリティーズの指定管理者の指定について、地方自治法第244条 の2第6項の規定により、議会の議決を受けるものでございます。

指定管理の対象施設は、米子市心身障害者福祉センター及び米子サン・アビリティーズ、施設の所在地は、米子市心身障害者福祉センターが米子市皆生新田二丁目10番1号、米子サン・アビリティーズが米子市皆生三丁目16番20号で、この2施設を一括して管理させることとしております。指定管理者に指定する者は、11月の本委員会において御説明をさせていただいた選定に至る過程及び理由により、社会福祉法人養和会でございます。指定管理者に行わせる業務の範囲につきましては、施設の維持管理に関すること、施設の利用やその利用促進に関すること、対象施設の管理に関する業務を一括して行うものでございます。

また、指定の期間につきましては、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間でございます。説明は以上です。

○国頭委員長 当局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ありませんか。

[「なし」と声あり]

○国頭委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ありませんか。

〔「なし」と声あり〕

○国頭委員長 別にないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第106号、米子市心身障害者福祉センター及び米子サン・アビリティーズの指定 管理者の指定について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と声あり]

○国頭委員長 御異議なしと認めます。よって、本件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第107号、米子市シルバーワークプラザの指定管理者の指定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

塚田長寿社会課長。

○塚田長寿社会課長 長寿社会課から、議案第107号について御説明いたします。

議案書107の1ページを御覧ください。米子市シルバーワークプラザの指定管理者の 指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を受けるもの でございます。

指定管理対象施設は米子市シルバーワークプラザで、施設の所在地は米子市錦町一丁目 1 1 0 番地でございます。指定管理者に指定する者は、1 1 月の本委員会において御説明 させていただいた選定に至る過程及び理由により、公益社団法人米子広域シルバー人材センターでございます。指定管理者に行わせる業務の範囲につきましては、施設等の維持管理に関すること、施設等の利用に関すること、利用の促進に関することなど、指定管理対象施設の管理に関する業務を一括として行うものでございます。

また、施設の指定の期間につきましては、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間でございます。説明は以上でございます。

○国頭委員長 当局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

[「なし」と声あり]

○国頭委員長 ありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

[「なし」と声あり]

〇国頭委員長 別にないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第107号、米子市シルバーワークプラザの指定管理者の指定について、原案のと おり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と声あり]

○国頭委員長 御異議なしと認めます。よって、本件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第108号、米子市福祉保健総合センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

中本健康対策課長。

〇中本健康対策課長 議案第108号、米子市福祉保健総合センターの指定管理者の指定 について御説明いたします。

令和2年米子市議会12月定例会議案書108の1ページをお開きください。これは、 米子市福祉保健総合センターの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第 6項の規定により、議会の議決を受けるものでございます。

指定管理対象施設は、米子市福祉保健総合センター、ふれあいの里、併設の米子市保健センター及び米子市老人福祉センターを含む、で、施設の所在地は米子市錦町一丁目139番地3でございます。指定管理者に指定する者は、11月の本委員会において御説明させていただいた選定に至る過程及び理由により、旭ビル管理株式会社、米子市車尾五丁目1番1号でございます。指定管理者に行わせる業務の範囲につきましては、施設等の維持管理に関すること、施設等の利用に関すること、利用の促進に関すること等、指定管理対象施設の管理に関する業務を一括として行うものでございます。

また、指定の期間については、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間でございます。説明は以上でございます。

○国頭委員長 当局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

土光委員。

○土光委員 まず、ちょっと指定管理の選定の手順、やり方、ある意味で106号、10 7号にも関連はあるんですけど、一応108号に関してということで質問します。

今回、例えば108号、こういった議案が出てきて、議会に要は判断を求めているということです。この資料として実際に出されているのは、評定票と、あと収支報告書、その2つです。特に私は評定票のことで確認というかお聞きしたいのですが、指定管理で2社が応募して旭ビル管理に決まったというか。評定票に関しては、この外れたさんびるさんですが、ここの評定票の内訳は示されない、議会に判断を求めるけどそういった内訳は示されないということなのですが、これはなぜですか。

- **〇国頭委員長** 中本課長。
- **〇中本健康対策課長** 今の御質問についてでございますが、こちらは情報公開、個人情報保護条例に関しまして、法人等の不利益に当たるという条項に該当するというところで非公開情報にさせていただいているというふうに、所管課のほうから見解をいただいております。
- **〇国頭委員長** 土光委員。
- **〇土光委員** この評定票で、それぞれの項目の合計点は示されていて、ただ、その合計点の内訳は示されない。それの理由が法人の不利益になるからという理由なのですが、なぜ示すことが不利益になるんですか。
- 〇国頭委員長 中本課長。
- ○中本健康対策課長 なぜという質問に対してでございますが、今言いました条項が、情報公開条例第7条2号の当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものに該当する情報というところだというふうにお聞きはしておりますけれども、私どもの健康対策課長の立場として、なぜこれが法人等の不利益に当たるかというところの判断は存じ上げないというふうに考えております。
- 〇国頭委員長 土光委員。
- **〇土光委員** 私もなぜかよく分からないし、それから、議会にこういった過程を経てこういった審査、評点で判断を求めるときに、その内訳の資料、内訳の点数を全然議会に示されなくて、それで妥当かどうか判断しろといってもなかなか判断しづらいという点があります。

それから、今、なぜ示されないかというのは情報公開条例の7条に該当するということですが、これ、選ばれたとこは、つまり旭ビル管理ですね、そこは当然内訳まで公表していますよね。つまり、選ばれたところは公開しても法人上の不利益に該当しない、選ばれたとこは。選ばれなかったとこはそれを示すことが不利益だというふうな判断だということですが、選ばれたら別に公開しても不利益にならない、選ばれないとこは公開したら不利益になるという判断が私はよく分からないのですが、副市長、その辺どういうふうに思われますか。

〇国頭委員長 伊澤副市長。

○伊澤副市長 具体的な内容、議員の質問の趣旨を存じ上げませんので正確にお答えすることは難しいですが、一般論で私の考えを申し上げると、こういった提案型の競争の場合、採用されたところはその結果をもって採用されるという利益を得ていますのでよろしいんですけど、採用されなかったところについては、その様々な運営上の、あるいは技術上の提案内容を採用されなかったにもかかわらず全て公開されるということになると、じゃあ書いた手のうちが全部世間に出てくるということになると、それを自由に記載して、もしその施設が獲得できなかった場合、手のうちだけ出して何の利益もないというふうになると、応募者の応募の意欲をそぐことになるということを考えてのことだと思います。一般的に、選考過程を全て公にするということになるとそういった弊害が生じる場合があるということは、委員にもぜひ御理解いただきたいと思います。以上です。

〇国頭委員長 土光委員。

○土光委員 いや、私の質問の趣旨を理解されていないのではないかと思うんですが、今回、この評点の内訳といって、内訳は点数だけです。何々、それぞれの項目があって、内訳でいろいろ小項目があって、これに関しては何点、これに関しては何点で、その項目を合計すると何点になる。合計は示されています。その内訳の点数、つまり、具体的にこうやるとかそういう記述のことではなくて、点数そのものを公開しないということを私は言っているんです。これが公開されたからといって手のうちを示すことには全然ならないし、議会で判断するときは、それは私は必要な情報だと思っているんですが、どうですか。

〇国頭委員長 伊澤副市長。

○伊澤副市長 評価票の中には、その評価の根拠としてこういう点を評価しているという記載があるものがたくさんあります。議員が御覧になっているものの中にもひょっとしたらあるんじゃないかなと思いますけど、その評価の理由等が摘要欄に書いてあるようなものもありますので、したがって、採用されなかったところについては、評定票そのものを公開することをせずに評点の結果の総計、これだけを公開させていただいとるという扱いだというふうに承知しております。以上です。

〇国頭委員長 土光委員。

〇土光委員 とにかく、議会に判断を求める資料としては、そこを示されないというのは 非常に判断しづらいということは申し上げておきます。

それからもう一つ、選考の過程で、候補者選定委員会で議論されて、その結果答申があって、それを基にこれ出ています。この議案に関しては、候補者選定委員会は10月26日に開催されて、そこでよしとされて答申が出た。答申は資料としていただいています。この候補者選定委員会でどういう議論をされていたか、議事録のことですけど、会議録は今の時点で公開されていないですよね。これはなぜですか。

〇国頭委員長 中本課長。

〇中本健康対策課長 本委員会におきましては、そちらの理由はちょっと存じ上げてございません。

〇国頭委員長 土光委員。

〇土光委員 これも私は、例えば手続として担当課が事業計画書を見てそれぞれ評点してこういうふうにした、それを候補者選定委員会、ある意味第三者でそれを議論して検討してもらってという手続を踏んでいる、そういう手続自身は私はそれでいいと思っています。そこでどういう議論をされたかというのは、もう候補者選定委員会自身の結果は出ていま

すので、議論の最中じゃないですから、結果が出て、よしという答申、だから、もう候補 者選定委員会の結果が出ている段階では、そこでどういった議論がされているか、これは ある意味で、私たちにとっては事業計画書とか評点の考え方が第三者から見てどういうふ うな議論がされたかというのは非常に議決をするときに有用な情報だと私は思っているの ですが、ほかのやつもそうなんですけど、議決の段階で選定委員会の会議録は公表されな いですよね。逆に、議決された後は公表されています。ホームページも載っています、議 決された後はね。私としては、候補者選定委員会の結果が出たら、それは、どういう議論 をされたかというのは、議会に議決を求める段階でそれも公表はしてしかるべきだと思う のですが、いかがですか。

- 〇国頭委員長 伊澤副市長。
- **〇伊澤副市長** 今現在公表されてないかどうかというのは、私、詳細、正直承知しておりませんが、議会の議決前に公表しないということを決めているという事実は多分ないと思います。結果として、議事録の公開が間に合わなかったということはあったのかもしれませんが、議会の議決前には議事録を公開しないという扱いを決めているということは多分ないと思います。以上です。
- 〇国頭委員長 土光委員。
- **○土光委員** ということなんで、別に会議録は必ずホームページに載っているんですが、 今まではとにかく議決が決まるまでは公開されないというふうなことを私は聞いたことが ありますけど、そういうルールでやっているわけじゃなくて、例えば今回の10月26日 の会議録もホームページで公表されていないのは、まだできていないからというのが理由 なんですか。
- **〇国頭委員長** 伊澤副市長。
- **〇伊澤副市長** 詳細は承知していませんが、結論から言えばそういうことだと思います。
- 〇国頭委員長 土光委員。
- **〇土光委員** じゃあ、できるだけ、候補者選定委員会の結論が出た、もちろん出た後でいいと思います、その段階で議会に今日のように議決を求めるために、私は資料としては非常に、判断材料としては重要な資料だと思っているので、できるだけ議会に議案として提出するまでに、今後は会議録、きちっと公表していただきたいと思います。よろしいでしょうか。
- 〇国頭委員長 伊澤副市長。
- **○伊澤副市長** 会議録のできるだけ速やかな公開については、全てのものについてそのように努力したいと思います。ただ、1つだけ申し上げますと、委員会のその審議の過程を重要視される委員の御指摘を否定するつもりは全くありませんが、委員会としての最終判断は答申書に全て盛り込まれていると、このように考えますので、答申書で示された考え方が委員会の答えだと、このように我々は考えております。以上です。
- 〇国頭委員長 土光委員。
- **〇土光委員** そこは、どこまで重要か考えるのは、それは見解の相違で、私としては、どういう議論がされたか、その中でどんな意見があったかというのは非常に重要な資料だと思っていますので、ぜひ速やかに公開するということをやっていただきたいと思います。これは要望というか、意見ということです。

続けていいですか。

- 〇国頭委員長 土光委員。
- **○土光委員** それから、もう一つは、この前の委員会でも多少議論になったのですが、今回のこの選定で募集要項云々で、従来、何年か前までは継続雇用、これ、指定管理者制度だから、当然、指定管理者が替わる場合があります。今回は替わった場合です。そういった場合もある程度は想定して、そこで働いている労働者の継続雇用とか労働条件、それに配慮してくださいということが募集要項にあったんですけど、今はないということはこの前確認しました。ただ、一般論として、この前の委員会でも、部長はやはり、あえて要項にないとしても労働者の継続雇用、労働条件、それというのはそれなりに配慮しなければならないものだという認識を示されましたということで間違いないですか。
- **〇国頭委員長** 景山福祉保健部長。
- ○景山福祉保健部長 先月の委員会のほうで委員の御意見につきまして、そのように御回答いたしましたけれども、これは事業の継続性を保つ上で現実的に考えて、やはりスタッフの方を継続的に雇用することによって、4月1日からきちんと事業を継続することが必要である場合は、引継ぎの段階において私どものほうも入ってそのようにお話をさせていただくというような意味から、そのように御回答申し上げました。以上です。
- **〇国頭委員長** いいですか。 土光委員。
- ○土光委員 その雇用の継続とか労働条件というのは、これは事業の継続性という視点で配慮が必要だという意味ですか。私はやはり、そこで実際働いている労働者にとって、今まで働いていたところがこういった制度で指定管理者が替わると。でも、もちろんそれぞれ都合はあると思いますけど、できたらこの仕事を継続したいという意向は持っている場合も十分あると思います。もし指定管理者が替わったからもうおしまいだよみたいにいきなり言われても、労働者の立場としてはきついものがある場合もあると思うんだけど、そういった労働者の視点から見て雇用の継続とか労働条件の維持というのはそれなりの配慮は必要なんではないかという、そういった認識を示されたと思っていたのですが、そうではないということですか。
- 〇国頭委員長 景山部長。
- **○景山福祉保健部長** 先ほど御回答いたしました内容をまず第一としまして、それ以降の引継ぎの段階で、今委員さんがおっしゃったようなことも配慮していただくようにはこちらのほうとしても進めていくべきだとは思っておりますが、あくまでも一番は事業の継続性ということだというふうに考えております。
- 〇国頭委員長 土光委員。
- **〇土光委員** この間、前回のやり取りでもある程度今働いている方の意向を聞いて、募集 要項に書かれていないので義務づけておるのは当然できないのは分かっています。ある程 度そういった労働者の立場というのはやはり配慮する必要があるということで、米子市と して今働いている方の意向を聞いて、それを新しい管理者に伝える、そういったことはや るというふうな答弁があったと思うんですけど、最終的にはもちろん新しい指定管理者が 決めるということになりますけど、そういった配慮をするために米子市としてもある程度 そういう意向を聞く、それを伝えるということは、今回のこの件でおやりになりますか。
- 〇国頭委員長 景山部長。
- **○景山福祉保健部長** 委員おっしゃるとおりでございます。

- **〇国頭委員長** 土光委員。
- **〇土光委員** ぜひそれはお願いします。

それから、雇用の継続の件で先ほど言いました、何年か前までは募集要項で雇用の継続に配慮というのが条項にありました。今はないです。なくなった経緯は、聞いた結果、この候補者選定委員会の議論の結果、やはり重要視するのは、つまり雇用の継続まで義務づけるべきだとか義務づけるべきではないだか、いろんな議論があって、その議論の結果、募集要項にはそういった文言をなくそうというふうに選定委員会で決まったから、それを受けて米子市も今のようなことをしているというふうにお聞きしていますが、それで間違いないですか。

- 〇国頭委員長 中本課長。
- ○中本健康対策課長 御指摘の質問につきましては、総務管財課、所管のほうに確認させていただきまして、平成29年度の第2回10月27日の選定委員会のほうで、今、土光議員がおっしゃられたような多数の意見があったというところで、それをきっかけに平成30年6月から、指定管理者候補者選定基準・評定票の標準例からそういう文言を削除したというふうにお聞きしております。
- **〇国頭委員長** 土光委員。
- ○土光委員 平成29年10月27日の候補者選定委員会でそういう議論がされて、そこの多数意見として、あえて募集要項にそこまで書く必要がないというふうな結果を受けてというふうにお聞きしました。ただ、私、この議事録を読んだんですが、この10月27日、この会議で結論は出ていないはずです。まだそれぞれ意見が出て、再度事務局が取りまとめて各委員に意見を聞いてというとこで止まっています。所管は総務管財課で、実はもう総務管財課にはお願いはしているんですけど、やはりこれを外していいというふうな結果になった過程がよく私は分からないので、10月27日の会議だけではそこまで結果が出ていないので、その後の各委員とのやり取り、それで多分、そのやり取りの結果でそういう候補者選定委員会としてもそういう結論になったと思われるのですが、その辺のやり取りで各委員がどういった意向を示して結果的にそうなった、それが分かる資料を、既に総務管財課にお願いしているのですけど、それは改めてこの場でもお願いしたいと思いますけど、よろしいでしょうか。
- 〇国頭委員長 中本課長。
- 〇中本健康対策課長 こちらの民生教育

委員会のほうからという御希望でございましたらお渡しはしますけども、当然、所管であります総務管財課からお出しするものとは同等のものと、我々もその手順が一つ加わるだけで、そちらのものを総務管財課のほうから提供いただいてお出しさせていただくという形になりますけれども、よろしいでしょうか。

- 〇国頭委員長 土光委員。
- **〇土光委員** どちらを経てでも構いません。それぞれ同じものをそれぞれのとこからまでは求めませんので、そういった決定過程をちゃんと知りたいというのが私の意図なので、その辺、よろしくお願いしたいと思います。これ、福祉保健部に言ってもちょっと違うかもしれないので、副市長、それでいいですね。
- 〇国頭委員長 伊澤副市長。
- ○伊澤副市長 従来から総務管財課にそういった御要望があるんであれば、総務管財課の

ほうで適切に対応いたします。以上です。

〇国頭委員長 ほかにありませんか。

[「なし」と声あり]

○国頭委員長 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ありませんか。

土光委員。

- **〇土光委員** ちょっと私、手続がよく分からないんですけど、この議案を可決というか、するときに、よく何か附帯決議というのがありますよね。附帯決議をつけて、その場合、可決だけど、そういった附帯決議をつけたいのですが、いつ、どういうふうな場で言えばいいのでしょうか。ちょっと事前に聞いていなくて。委員会でどうこうまでは必要ないんですか。
- **〇国頭委員長** 委員会では条件はつけられないということですので、本会議でやっていた だきたいと思います。
- **〇土光委員** 分かりました。
- ○国頭委員長 討論、ほかに。ないですね。

〔「なし」と声あり〕

○国頭委員長 別にないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第108号、米子市福祉保健総合センターの指定管理者の指定について、原案のと おり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と声あり]

○国頭委員長 御異議なしと認めます。よって、本件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

民生教育委員会を暫時休憩いたします。

午後2時39分 休憩午後3時25分 再開

○国頭委員長 民生教育委員会を再開いたします。

陳情第75号、保健所の機能強化を求める意見書の提出についてを議題といたします。 本陳情の賛同議員であります又野議員から説明を求めます。

又野議員。

○又野賛同議員 そうしますと、陳情第75号、保健所の機能強化を求める意見書の提出 について、賛同理由を述べたいと思います。

ここ鳥取県でもコロナ対応で臨時的に保健所の体制強化をされているようですけれども、感染者が出たときなどは、さらにほかの部署からも応援に来てもらって対応しておられるとのことです。県の職員さんも、これまで合理化、効率化で余裕がなくなっている体制、状態の中での応援であって、厳しい労働環境になっているということです。また、保健所では今24時間体制で相談を受け付けておられます。昼間仕事に出た職員さんが夜帰ってからも連絡が取れる状況にしている体制ということで、気が休まるときがない、こういうような話も聞きます。土日も交代で出ておられて、代休も十分に取れないという状況だそうです。比較的まだ感染者が少ない鳥取県でもそんな状態ということで、感染者が多いところ、急増しているところでは、当然さらに深刻な勤務状況です。このような状況では住

民に対して十分な対応ができなくなることが出てくると考えられます。全国的に感染者が急増している中、さらなる体制強化が必要ですし、ふだんからもですけれども、緊急時に速やかに対応しなければならないような部署、消防とか警察もそうですけど、保健所も緊急時に備えふだんから十分な体制を整えていくことが、住民の命、健康を守る上でも必要なことであると考えております。さらに感染症など、特に今回の新型コロナなど、広範囲で全国規模、世界規模で広がっているため、どこかほかの地域から応援に来てもらう、こういうことも困難になります。もともとは、この陳情の中にもグラフがありますけれども、今より多くの保健所が実際にあったわけです。日本全体で保健所の体制強化、できるはずですし、しておく必要があると考えますので、陳情の理由とさせていただきます。以上です。

○国頭委員長 賛同議員による説明は終わりました。

委員の皆様から質疑はございませんか。

[「なし」と声あり]

○国頭委員長 ないようですので、賛同議員に対する質疑を終結いたします。 そのほか、質疑はございますか。 石橋委員。

- **〇石橋委員** 米子市からもコロナの関連で保健師さんが派遣されていたというふうに、保 健所に前に伺ったことがあります。今でもその体制が続いておりますか。
- **〇国頭委員長** 中本健康対策課長。
- ○中本健康対策課長 こちらは鳥取県さんと米子市のほうで4月15日に協定書を締結しておりまして、その協定に基づきまして保健師派遣、先ほどの陳情の趣旨もそうかもしれませんけども、保健師派遣をさせていただいておりまして、基本的には鳥取県さんの依頼のあった逼迫した機関というところで、現時点においては保健師派遣はいたしておりませんが、直近でしたら9月の15日から9月の30日までの10日間、遡りますと4月の16日からですけども、段階的に保健師を派遣しているところでございます。
- ○国頭委員長 よろしいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と声あり〕

- **○国頭委員長** ないようですので、これより討論に入ります。 そうしますと、先ほどの反対からでよろしいですか。
- ○国頭委員長 それでは、岩﨑委員から。
- ○岩崎委員 この保健所の機能強化を求める意見書案を提出ということの陳情なんですけども、これに関しては、この7月に衆議院予算委員会で担当大臣の西村大臣のほうからも答弁がありましたが、保健所の機能強化は大変重要だということで、この充実強化を果たしていくという答弁もあったようです。具体的には、新型コロナウイルス感染症対策で保健所が果たしている役割の重要性を踏まえて現在編成作業を進めている第3次補正予算、そして来年度の予算等を通じて、人員強化をはじめ保健所の機能強化のための施策を適切に実行していくというような流れになっているようでございますので、この意見書の提出はしないでよろしいかと思いますので、本陳情は採択しないでお願いします。
- 〇国頭委員長 門脇委員。
- **○門脇委員** 本陳情に対しては不採択、採択しないでお願いしたいと思います。 まず、この意見書でございますけど、国に対して意見書を求められておりますが、国は

令和2年度の第1次、第2次補正予算を通じて保健所の人員強化に取り組まれておりまして、検査体制をはじめとした新型コロナウイルス対策のための体制を充実させてきていること、また、保健所の減少については市町村の保健センターとの役割分担が進んだ結果だと私は思っておりまして、地方自治体、地域の医師会等の連携によって、保健所機能の分担、強化を図るべきであると思っております。

以上のことから、本陳情については不採択、採択しないでお願いしたいと思います。

- 〇国頭委員長 矢田貝委員。
- **〇矢田貝委員** 私もこの陳情は不採択、採択しないでお願いいたします。

まず、保健所における新型コロナウイルスの感染拡大対策につきましては、設置自治体等が国と連携しながら、また県は市、近隣の自治体等とも連携をしながら業務を推進していただいていると認識をしております。先ほどありましたけども、国もこの保健所機能につきましての対策というのは講じていくという方針だということも認識をしております。そして、この陳情につきまして、現在保健所の機能が果たされていないというふうに読み取れるような文章になっておりまして、今しっかりと対応していただいているというふうにも感じております。またコロナ対策につきまして、保健所の重要性と併せて様々な専門機関、専門職の支援、拡充というところが求められているところだと思いますので、この陳情につきまして、採択しないでお願いいたします。

- **〇国頭委員長** 次に、土光委員。
- **〇土光委員** 採択するということで。

これ、やはり今回のコロナ禍で改めて保健所の役割というのを私は再認識しました。なかなか十分に機能できないという面も出てきたと思いますので、この機能強化を求めるという意見書、これぜひ国に出すべきだと思います。国がそういう方向で動いているということですけど、動いているからこそ、それをもっと後押しする、充実させるために、そして自治体の意見を伝えるという意味で意見書を出すというのは、私は意味があると思います。

- **〇国頭委員長** 次に、岡田委員。
- **〇岡田委員** 私は採択をしないでお願いをいたします。

先ほど岩﨑委員も門脇委員もおっしゃっておられましたけれども、国のほうでもうはっきりと第3次補正予算、それから来年度予算に関しても保健所の機能強化っていうのはやっていくんだというふうに出しておられますので、その方向性をきちんと見守っていきたいということ。あと、この新型コロナウイルス対策全体として見たときに、当然ですけど保健所への対応ということだけでは問題解決しないわけでして、そこは国のほうで全体を捉まえて判断をしていただいていると思っておりますので、現在の国の進めている保健所機能強化の策を見守りたいということで、この陳情に関しては採択をしないでお願いいたします。

- **〇国頭委員長** 伊藤委員。
- **○伊藤委員** 私も採択しないでお願いしたいと思います。

コロナ禍で緊急対応ということは、先ほども説明がありましたように、協定を結ばれて 米子市も派遣をされたということで対応しているということと、また、地域保健法改正、 改定ということで市に権限が移った、役割分担の下、健康相談以下、健康指導などは、健 康増進については市でやっている。県は精神保健、難病対策、感染症対策ということで役 割分担がなされているということですので、それは保健所の数が減った、ただ単に減った ということではなく、きちっと市もやっているという中で、そもそも保健所は鳥取県所管 ですので、この陳情も市ではなじまないのではないかなという意見もございました。

以上の理由によって、採択しないということでお願いします。

- **〇国頭委員長** 続いて、石橋委員。
- **〇石橋委員** 私は採択をするということでお願いします。

保健所は何といっても、この新コロナの対策というか問題では本当に第一線で頑張っていただいておりまして、当市からもそういうふうに保健師さんを派遣されたということですけれど。もともと米子市も保健師はどっちかというと足りない、業務が手いっぱいっていうところだと思います。かなり全国的に、そもそも大変なところがいよいよ大変になっているというふうなことだと思います。

この陳情書にも書いてありますけれど、1994年度の847か所から469か所に減らされているっていうのは、単に役割分担がうまくいっているということではないというふうに思われます。その当時、減らすっていうことの理由としては、感染症がなくなってきたから、少なくなったからという理由であったというふうに、調べましたらありました。しかし今度の新型コロナのように、ちょっと2年ぐらい前までには私たち到底考えなかったような事態も発生しまして、コロナも今の環境破壊が生み出したというふうにも言われています。これから先どういうことがあるのかというのは、ちょっと予測のつかないところでもあります。そして、保健所の役目っていうのはコロナの対策だけではありません。ほかのところの業務も十分にやれているかっていうと、やはりそうではないんではないかというふうに思います。

国が強化しようというその方針は結構ですけれど、残念ながら国の動きは大変遅くて、 地方から言ったり国会の論議を通じて動きが加速されてやっと実現するというのがこのコロナ対策の実際ですので、ぜひこういう意見書は上げて、国が早く強力に取り組んでもらうようにしたい、そのために採択を求めます。

○国頭委員長 それでは、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

陳情第75号、保健所の機能強化を求める意見書の提出について、採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者举手…石橋委員、土光委員〕

○国頭委員長 賛成少数であります。よって、本件については、採択しないことに決しました。

次に、先ほど不採択と決しました陳情第75号について、委員会審査報告書に記載する 意見の取りまとめを行います。

採決結果の理由につきましては、先ほどの各委員から出されました御意見を正副委員長において集約いたしまして、各委員に御確認いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

[「異議なし」と声あり]

〇国頭委員長 御異議ありませんので、そのようにさせていただきます。

次に、福祉保健部から2件の報告を受けます。

初めに、米子市老人福祉センター、ふれあいの里内の入浴施設の休止について、当局か

らの説明を求めます。

足立長寿社会課長補佐兼高齢者福祉担当課長補佐。

○足立長寿社会課長補佐兼高齢者福祉担当課長補佐 それでは、米子市老人福祉センターの入浴施設の休止についてという資料を御覧ください。これはふれあいの里内にあります 米子市老人福祉センターの入浴施設につきまして、設備の故障のため当分の間休止をしようとするものでございます。

まずは経緯でございますが、本年10月6日にボイラー操作の際、着火不能でお湯を沸かすことができなくなり、同日より入浴施設の使用を中止し、現在に至っております。その後の確認によりまして、ヒーター部分の経年劣化による故障と見られ、再開のためにはヒーター部分の修繕が必要となったものでございます。

次に、再開のための検討でございますが、今回の修繕に係る費用としましては、204万6,000円の見積額となっております。また、この入浴施設は平成8年のふれあいの里開館当初から使用しているものでございまして、ヒーター部分に限らず入浴施設全体が劣化しており、再開するのであれば入浴施設全体の更新を視野に入れる必要があると考えております。

さらには、昨年7月に策定いたしました米子市役所庁舎再編ビジョンにおきまして、ふれあいの里の大規模改修の際に入浴施設を廃止する方針を既にお示ししているところでございます。

以上のことを勘案いたしまして、今後でございますが、入浴施設全体が部分的な修繕による対応には既に限界が来ていること、コロナ禍以前から利用者数が年々減少しており、利用者も極めて限定的であるということ、さらに将来的に廃止することとしていることを踏まえ、当面入浴施設を休止とするものでございます。説明は以上でございます。

○国頭委員長 当局の説明は終わりました。

委員の皆様からの御意見を求めます。

石橋委員。

- **〇石橋委員** 今さらなんですけど、このふれあいの里にこの入浴の施設が造られることになった元の思いはというところをお伺いしたいんです。こういう福祉施設には入浴施設というのは大体ついているというか、つけるということが大体パターンとしてあるわけですか。
- 〇国頭委員長 塚田長寿社会課長。
- **○塚田長寿社会課長** ふれあいの里の老人福祉施設の入浴施設のことについてのお尋ねですけれども、こちらは老人福祉センターといいますのが、老人福祉法の第20条の7に規定がございまして、無料でまたは低額な料金で老人に関する各種の相談に応じるとともにということで、また老人に対して健康増進や教養の向上、レクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的とした施設ということでございますが、老人福祉センターの中にも幾つか規模によりまして種類がございまして、A型というものに関しましては浴場というものを備えるようになっておりますので、ふれあいの里の老人福祉センターのほうにもそうした入浴施設を設置しているところでございます。
- **〇国頭委員長** 石橋委員。
- **〇石橋委員** 大篠津にある施設にもお風呂がついていましたよね、でも、あれはあらかじめ頼んでおかないと、お湯が入ってないんで使いづらいという声も聞いております、せっ

かくですけど、なんですけど。そうでしたら、やはりこれは修理して存続する意味もある のではないかというふうに思うんですが、今減少していて極めて限定的な利用者というこ とですが、今現在どれぐらいの方が利用されているということでしょうか。

(発言する者あり)

- **〇石橋委員** うん、書いてある。
- 〇国頭委員長 塚田課長。
- **〇塚田長寿社会課長** 資料のほうにも記載させていただいておりますけれども、最近の利用状況というところで令和2年度のところになります。1日当たりの利用者数は平均20人程度でございます。
- ○国頭委員長 いいですか、石橋さん。
- 〇石橋委員 いいです。
- **○国頭委員長** いいですか。ほかにありませんか。 土光委員。
- 〇国頭委員長 塚田課長。
- **○塚田長寿社会課長** 土光委員さんのおっしゃいましたように、指定管理、今後の指定管理の状況につきましては、実は指定管理者の選定の時点ではまだこのたびの休止ということは決まっておりませんでしたので、ボイラーの故障により休止といたしましたために、施設管理の対象に入浴施設も含まれております。よって、来年度予算については、減額が確実なものにつきましては指定管理者と協議の上、今後反映させていきたいと考えております。
- **〇国頭委員長** 土光委員。
- **〇土光委員** 来年度の予算というのは毎年の指定管理料のことに関して、こういったことでそれが減額とか何らかの関連が出てくるということでいいでしょうか。
- 〇国頭委員長 塚田課長。
- **〇塚田長寿社会課長** 委員さんのおっしゃるとおりでございます。
- **〇国頭委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と声あり〕

○国頭委員長 そうしますと、次に、令和2年10月1日現在の保育所入所待機児童数について、当局からの説明を求めます。

大谷子育て支援課子育て政策担当課長補佐。

○大谷子育て支援課子育て政策担当課長補佐 令和2年10月1日現在の保育所入所待機児童数について、調査結果を取りまとめましたので御報告いたします。

令和2年10月1日現在の本市保育所入所待機児童数は2人で、内訳はゼロ歳が2名でございます。前年同期より54人減少しておりますが、これは、令和2年度に認定こども園等におきましてゼロ歳児の入所定員枠が拡大したことなどから、ゼロ歳児の入所児童数が18人増加したことなどによるものと推察しております。今後につきましては、入所申

込み状況の推移を注視していくとともに、引き続き保育士確保のための施策を実施してまいりたいと考えております。説明は以上でございます。

- **〇国頭委員長** 当局の説明は終わりました。委員の皆様からの御意見を求めます。 矢田貝委員。
- **○矢田貝委員** 待機児童の希望先と、そうじゃないところに入所された方、そこら辺の調査というか実態っていうのはどのようになっているのかということと、待機児童も含めまして受入れ可能になったという状況を、その後追っかけで情報提供していたり、どうですかというようなことがどの程度行われているのか、現状を伺いたいと思いますが。
- 〇国頭委員長 池口課長。
- **○池口子育て支援課長** 10月1日現在の待機児童数は2名ですけれども、委員がおっしゃるように、施設入所を希望してらっしゃる方は40名程度いらっしゃいます。空き状況の情報提供につきましては、ホームページのほうで随時情報提供をさせていただいているところでございます。
- **〇国頭委員長** 矢田貝委員。
- **○矢田貝委員** 少し丁寧に連携を取ってみるっていうことはできないでしょうか、そういった声を聞くんですけれども。その後の、一旦申込み等、問合せ等があった方についてですけど。
- 〇国頭委員長 池口課長。
- **〇池口子育て支援課長** お問合せがありましたら、もちろん情報は提供するようにしておりますし、現在は、例えば企業主導型等の市を通さない施設の情報につきましても、施設から情報提供いただきまして、保護者の方にお伝えしているというふうにしております。
- 〇国頭委員長 矢田貝委員。
- **○矢田貝委員** 問合せ等があったときですよね。そうじゃない、一歩踏み込んでの情報を 提供することができないかなということなんですけど、難しいんでしょうか。
- 〇国頭委員長 池口課長。
- ○池口子育て支援課長 特に御希望の園があったりとかして入所がかなわなかったというようなときにつきましては、こちらのほうからも情報を提供させていただきたいというふうに考えております。
- 〇国頭委員長 矢田貝委員。
- **〇矢田貝委員** ぜひそのように対応していただきたいなと思います。御検討ください。
- **〇国頭委員長** ほかにありませんか。 石橋委員。
- **○石橋委員** この2人になった、ゼロ歳児がということなんですか、受皿になっているのは、公立保育所のゼロ歳児の枠は増えていませんから、さっきおっしゃっていました認定こども園などということなんですが。米子で、県下でもとても多い小規模の事業所とか、あるいは企業主導型の事業所ですね、保育事業所。こういうところが受皿になって、一応解消はした、解消でもないけど減っていると、待機児がということだと思います。ですけれど、小規模の事業所などですと、施設面でおいては園庭がないとかですね、あるいは給食の設備がなくて外部から搬入しているとか、そういうところも、米子はなかったですかね、そういうところも、それでもよいということになっていたりします。やはり、これまでのそういう小規模事業所や企業型のような施設ではなしに、これまでの認定保育園が持

っていたような基準よりは緩やかな基準になっていて、そういうところの事業所が参入しやすいような形になっています。そういう事業所で受皿をつくってよしとするのではなく、やはり公立の保育所で、ちゃんと整えられた環境の中で増やしていくべきだというふうに思いますので、これは質問っていうよりは要望になりましたけど。子どもをやっぱり大事に育てていくという観点で、市が責任を持って受皿を用意するべきだというふうに思います。

- ○国頭委員長 どうでしょうか、要望で。答弁はできますか。 湯澤こども未来局長。
- **○湯澤こども未来局長** 委員さんおっしゃいますとおり、市が責任を持って受皿を整備していくという意味においてはそのとおりだと思います。ただ、それは公立保育所が必ず受皿となる、全ての受皿となるということではなく、民間の保育園さんも含め、全てが市として保育施設をきちんと米子の児童さんのために準備していくという意味で進めていきたいと考えております。
- **〇国頭委員長** 石橋委員。
- **〇石橋委員** おっしゃることはいつも同じですけれど、やはり米子に生まれて、同じ年齢の子どものもう枠がないからということで小規模保育所とか、あるいは米子市が設置に対して何の権限もないところの企業主導型の保育所とか、そういうところに入る。園庭がなかったりいろいろ条件が違って。そういうことではなしに、やはり同じような環境で同じように育っていくように、そこに米子市には責任を持つということにしていただきたいと思います。
- **〇国頭委員長** 伊藤委員。
- **○伊藤委員** 私も入り口は石橋委員と一緒なんですけれども、今まで春には発生してなかった、数字の上では待機児童数が、年度の途中、10月には多く発生していって、そこで小規模保育園だとか、企業主導型や2歳までの民間園なんか増やしてきてくださっていたと思っているんですが。ここで、こんなに今回出なかったということで、そこに対応してくださっていた園が、そこに影響がなかったのかなとちょっと心配しています。それについて分かれば教えていただきたいと思っています。
- 〇国頭委員長 池口課長。
- **〇池口子育て支援課長** まだ現状では、各園で例えば何人も空きが出ているというような 状況ではございませんけれども、ゼロ歳児につきましても毎月僅かですけども募集が出て いるような状況はございます。
- **〇国頭委員長** 伊藤委員。
- **○伊藤委員** 私が聞いた範囲なので本当に限定的だとは思うんですけれども、やっぱりゼロから2歳のところでは、特にゼロは保育士もたくさん必要で単価も高いですよね、そこら辺のところで収支がうまくいかなかったとか、ちょっと赤字が発生したというようなことも聞いておりますので、ぜひ聞いていただいて、やっぱり全体として子どもたちが本当に安心できる保育というようなことや、園の育成なども関わっていただければなと思っておりますので、要望しておきます。以上です。
- **〇国頭委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と声あり〕

○国頭委員長 ないようですので、福祉保健部からの報告を終わります。

民生教育委員会を暫時休憩いたします。 執行部の入替えをお願いいたします。

午後3時58分 休憩午後4時00分 再開

○国頭委員長 民生教育委員会を再開いたします。

議案第97号、米子市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

的早生活年金課長。

〇的早生活年金課長 議案第97号、米子市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明させていただきます。

マイナンバーの利用については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、マイナンバー法に定められた事務に限定されていますが、マイナンバー法第9条第2項の規定により、マイナンバー法で定められている事務以外でも社会保障、地方税、防災に関する事務など個人番号及び特定個人情報を利用することができる事務については、市が条例で定めることとなっております。本議案は、行政手続の簡素化により市民の負担軽減を図るため、その事務に特別医療費の助成に関する事務を追加しようとするものです。説明は以上です。

〇国頭委員長 当局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

[「なし」と声あり]

〇国頭委員長 ありませんか。質疑を終結いたします。 これより討論に入ります。

[「なし」と声あり]

○国頭委員長 別にないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第97号、米子市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「ごめんなさい。すみません、討論、討論、ちょっとあります」と石橋委員)

○国頭委員長 石橋委員、もう終結しておりますんで。

(「ごめんなさい、質疑だけ」と石橋委員)

○国頭委員長 そうしますと、採決に入りたいと思います。

議案第97号、米子市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者举手…伊藤委員、岩﨑委員、岡田委員、門脇委員、土光委員、矢田貝委員〕

〇国頭委員長 賛成多数であります。よって、本件については、賛成多数で原案のとおり 可決すべきものと決しました。 次に、議案第98号、米子市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを 議題といたします。

当局の説明を求めます。

佐小田保険課長。

〇佐小田保険課長 議案第98号、米子市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定 について御説明させていただきます。

本議案は、所得控除に係る税制改革に伴う不利益が生じないよう見直しを行う国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、保険料の軽減対象世帯に係る所得判定基準の見直しを行うものでございます。主な改正内容ですけれども、低所得者に対する国民健康保険料の軽減措置に関し、その対象となる世帯の所得の基準額を引き上げようとするものでございます。説明は以上です。

- **○国頭委員長** 当局の説明は終わりました。これより質疑に入ります。 石橋委員。
- **○石橋委員** 引上げっていうことでは助かる世帯は多くなるかということで賛成なんですが、この下のほうに書いてありますけれども、7割軽減対象が43万プラス10万円掛ける給与所得者等の数マイナス1というふうになっています。このマイナス1の意味はどういうことでしょうか。
- 〇国頭委員長 佐小田課長。
- ○佐小田保険課長 このマイナス1はどういうことかっていう質問でございますけれども、今回の税制改正の場合は基礎控除10万円引上げ、もちろん国民健康保険の場合は、個人住民税ですんで、33万から43万に引き上げるという格好になっています。また、給与所得控除や公的年金控除の場合は10万円引下げという格好になっています。国民健康保険に御加入になっておられる方、個人事業主さんだけでしたら、さっき委員さんが言われたこちらの10万円引く給与所得者の数マイナス1は引っかからないんですけれども、国民健康保険に御加入になっておられる方で、個人事業者の方、それから給与収入とか公的年金の方ももらえる場合があります。その場合、軽減判定の場合は世帯全員の所得で判定しますもんですから、所得控除の場合は10万円引上げはもう43までになっておりますけれども、2人以上おられたら、先ほど言ったように世帯全員でするもんですから、10万円引下げになりますけれども、2人以上おられたらもう1人10万円が引下げという格好になりますもんですから、それでマイナス1を引かせていただいて、世帯の収入に影響がないように、不利益がないようにするような格好になっています。説明は以上です。
- **〇国頭委員長** 石橋委員。
- **〇石橋委員** 人数によって、人数の多い世帯が、要するに引上げ額がもっと幅が広がって、 言えば優遇されることがないようにということですか。
- 〇国頭委員長 佐小田課長。
- **○佐小田保険課長** 今までの制度、軽減制度に従って、先ほど委員が言われましたけれど も、不利益がないように、今までどおりの格好でという格好でこれの式が加わった次第で す。以上です。
- **〇国頭委員長** 石橋委員。
- **〇石橋委員** 2人以上いたときは、世帯によっては結構人数が多い世帯もあるかと思うんですが、2人以上いるっていうことは考えられないですか。

- 〇国頭委員長 佐小田課長。
- **○佐小田保険課長** 先ほども申したんですけれども、個人事業主さんだけでしたらこのマイナス1の式はありません。世帯で2人以上給与所得者の方、公的年金がおられた方についてこちらのほうが適用になるということです。ですから3人になりますと、3引く1ですから2人の掛ける10万という格好で20万上乗せという格好になりますんで、そういった御理解をしていただければと思います。以上です。
- ○国頭委員長 いいですか。 ほかにありませんか。

[「なし」と声あり]

〇国頭委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と声あり〕

○国頭委員長 別にないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第98号、米子市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、原案の とおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と声あり]

○国頭委員長 御異議なしと認めます。よって、本件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第99号、米子市地方活力向上のための固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

宮松固定資産税課長。

○宮松固定資産税課長 議案第99号、米子市地方活力向上のための固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明をさせていただきます。

本条例は、地域再生法に基づき、本市への企業移転や事業拡大等の誘引となるよう税制面において定めているものでございます。このたび、この地域再生法に係る改正により地域再生計画が2年延長となり、本市におきましても、引き続き地方活力の再生に係る事業活動の向上を図り、もって経済の活性化に寄与するため、この条例の認定事業者の要件となっている事業者が策定した計画の認定期限を、現行の平成32年3月31日から令和4年3月31日に2年延長しようとするものでございます。以上でございます。

○国頭委員長 当局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

石橋委員。

- **〇石橋委員** これは事業移転とか事業拡大をされるというところが対象というふうに先ほど説明がありました。事業移転というのは、県外、市外から米子市に入ってこられる人っていうことですか。事業拡大っていうのは、米子市のもともとの事業者が拡大する場合も対象になりますか。
- **〇国頭委員長** 宮松課長。
- **○宮松固定資産税課長** はい、委員さんのおっしゃるように、いずれの場合も対象となります。基本的に課税免除と不均一課税という2種類がございまして、課税免除につきまし

ては東京 23 区から入ってくるという条件がございます。不均一課税につきましては、東京 23 区以外から入ってこられる場合と、今ある地域の中で事業拡大をされる場合の 2 種類がございます。以上でございます。

- **〇国頭委員長** 石橋委員。
- **〇石橋委員** すみません。2つ目の何とか課税とおっしゃったのがよく聞き取れなかったんですが。

(「不均一課税」と声あり)

- **○石橋委員** 不均一課税ですか。ああ、はい、すみません。
- **〇国頭委員長** 石橋委員。
- **○石橋委員** これはどれくらいの件数が対象になりますか。
- 〇国頭委員長 宮松課長。
- **○宮松固定資産税課長** 平成27年に制定されましてから現在まで、実績はゼロでございます。
- **〇国頭委員長** 石橋委員。
- **〇石橋委員** これは一応、期限が切れているものを2年延長するという扱いなんでしょうか。
- 〇国頭委員長 宮松課長。
- **○宮松固定資産税課長** 確かに3月末で切れておりますが、この切れたものも含めて2年 延長するということでございます。
- **〇国頭委員長** 石橋委員。
- **〇石橋委員** それで、対象はまだ、今そういうその対象はないと、実際にはないということですか。
- ○国頭委員長 宮松課長。
- **○宮松固定資産税課長** 現時点までで対象はございません。
- **〇国頭委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と声あり〕

〇国頭委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

石橋委員。

〇石橋委員 実際のところゼロというふうに今伺ったんですけれど、こういう事業移転で 米子市に入ってこられる事業所、どんどんかどうか分からんけど、拡大していかれる事業 所だけを対象とした助成、課税免除、軽減ではなく、現に米子で事業を頑張ってやってい る、コロナの中でも頑張ってやっている地元の事業所に対する課税の免除とか助成のほう で頑張ってほしいというふうに思います。

これに特に反対するということではないですが、そういう意味でいうと、もっと違った ところでやってもらわないと市民は助からないというふうに思います。意見です。

○国頭委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と声あり〕

○国頭委員長 別にないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第99号、米子市地方活力向上のための固定資産税の課税免除及び不均一課税に関

する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と声あり]

○国頭委員長 御異議なしと認めます。よって、本件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第105号、米子水鳥公園及び米子水鳥公園ネイチャーセンターの指定管理 の指定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

藤岡市民生活部次長。

○藤岡市民生活部次長兼環境政策課長 議案第105号、米子水鳥公園及び米子水鳥公園 ネイチャーセンターの指定管理者の指定について御説明します。

米子水鳥公園及び米子水鳥公園ネイチャーセンターの指定管理者について、地方自治法 第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

本施設の指定管理者は、11月の本委員会で選定経過を御報告しましたとおり、公益財団法人中海水鳥国際交流基金財団でございます。当財団は、米子水鳥公園を管理運営することを目的に設立された公益財団でありまして、開園時からのデータの蓄積及び環境保全のノウハウを有する団体はほかにないことから、当財団を指定するものでございます。業務の範囲及び管理の基準については、資料記載のとおりでございます。

指定の期間につきましては、令和3年4月1日から令和8年3月31日までとしております。御説明は以上でございます。

○国頭委員長 当局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

[「なし」と声あり]

○国頭委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

[「なし」と声あり]

○国頭委員長 別にないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第105号、米子水鳥公園及び米子水鳥公園ネイチャーセンターの指定管理者の指定について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と声あり]

○国頭委員長 御異議なしと認めます。よって、本件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

民生教育委員会を暫時休憩いたします。

午後4時18分 休憩午後4時22分 再開

〇国頭委員長 民生教育委員会を再開いたします。

陳情第74号、地方消費者行政の拡充を求める意見書の提出についてを議題といたします。

本陳情の賛同議員であります岡村議員から説明を求めます。

岡村議員。

○岡村賛同議員 陳情第74号、地方消費者行政の拡充を求める意見書の提出について、 賛同理由を簡潔に述べさせていただきます。

この陳情を見まして、米子市当局消費者生活相談室の体制を伺ってまいりました。消費生活相談員4名が全員、週30時間の会計年度任用職員であること、また、それを束ねる室長も再任用職員と、全員が非正規雇用の方でございました。職務の安定性からすれば、正規職員が少なくとも1人は必要だと私は考えます。

また、相談室も市庁舎1階の西の端に置かれて、生活年金課の下にある相談室であるにもかかわらず室のスペースは、保険課を間に挟んで、生活年金課と消費生活相談室は隔てられているという間取りとなっております。相談スペースも、相談者のプライバシーに配慮したものとなっているというふうにはとても考えられません。

交付金の拡充で、ぜひとも消費生活相談活動の拡充が求められることが必要だと、こういうふうに考え、賛同とさせていただきました。以上です。

○国頭委員長 賛同議員による説明は終わりました。

委員の皆様から質疑はございませんか。

[「なし」と声あり]

〇国頭委員長 ないようですので、賛同議員に対する質疑を終結いたします。

そのほか質疑はございますか。

[「なし」と声あり]

○国頭委員長 ないようですので、これより討論に入ります。採決に向けて、委員の皆様 の御意見を求めます。

そうしますと、戻りまして、石橋委員からお願いします。 石橋委員

〇石橋委員 この消費者問題、消費者のトラブルなどは、1980年頃の10万件台からぐっと増えて、今は100万台を突破しているというふうにこの陳情書にも書かれてあったと思うんですが、それに比して職員の体制は近年減らされてきている、米子の実態は今、岡村さんが言われたとおりですけれど、そういうことになっているそうです。

それで、1980年頃の規制緩和によって、いろんな事業が増えたりしたことによる影響というのが多いんだそうですけれども、本当に身近でも、お年寄りがいろんな被害に遭っているっていう話も聞きます。インターネットの普及で、有料サイトだ、無料サイトだっていうような話も、引っかからんようにしようと思っていますが、よく聞きます。そういう消費者のトラブルがたくさん生まれてきて、そのトラブルだけでもなく、消費生活全般にわたっての行政というのは今本当に大事だと思うんですけれど、それをきちんと進めていく体制というのが取れていないというふうに思います。

本年度ありました米子市の消費者問題の審議会、名前が正確にちょっと言えませんが、にもお邪魔して、ちょっと傍聴させてもらったんですけれど、年に1回開かれているというところで、来られた方も自分の生活の場での感想とか問題を交換されておりました。なかなかこれ大変だなって、消費者問題というのは本当に大きいんだと思うんですけど、もっとしっかりやっていかないと大変だなというふうに、そのときも思いました。

ぜひこの消費者問題についてしっかり取り組んでいってほしいという思いから、この意見書の採択に賛成します。

○国頭委員長 伊藤委員、お願いします。

○伊藤委員 私は不採択でお願いしたいと思います。

消費者の権利擁護の観点から、消費者行政が大変重要なことは認識しております。私も、 障がいのある方だとか、認知症等、高齢者のトラブルというのは本当にますます増えてい るなというふうに実感しておりますし、そのトラブルに遭わないような注意喚起も関係す る機関は十分にやっているというふうに言われていますが、まだまだ何か足りないのかな、 何かしら制度が必要だなというふうに思っております。後見制度も進まないのが何か実情 だと思っております。

しかし、今、米子市の消費生活相談員が4名、そこがとても不足しているというような、相談件数に対して不足しているというような実態はないと思っておりますし、あと、水準を向上させるというふうなところも、国の補助だとか研修なども十分にしていらっしゃるということでしたので、そこの米子市の実態は十分やっているというふうな観点から、ほかの制度の何か必要なことは考えられても、ここに書いてあるようなことはないというふうに思っておりまして、採択をしない、不採択でお願いします。

- **〇国頭委員長** 続いて、岡田委員。
- ○岡田委員 私も、この陳情に関しては採択をしないでお願いをしたいと思います。

こちら、平成30年度にこの制度を導入して、国のほうで、以降、地方公共団体の意見を明言と取り入れていただきながら、対象経費や、それから事業メニューについて随時見直しを行っていただいているという、政府においては現状があるというふうに認識をしておりますので、本来、地方消費者行政が自治事務であることを踏まえますと、地方自治体においてもこの消費者行政、この予算確保の優先度を国に要望するだけじゃなくて、地元自治体のほうでも優先度を高めていく必要性というのも感じてもおりますし、現在、国のほうでの強化交付金に関してはある程度やっていただいているという認識ですので、改めてその拡充を求めるという意見書に関しては賛同できないということで、不採択ということでお願いしたいと思います。

- **〇国頭委員長** 続いて、土光委員、お願いします。
- **〇土光委員** 採択を主張します。

ここに陳情の趣旨で書いてあるように、この消費者の権利擁護から消費者行政というのはますます重要になっていると思います。それに対応する相談員、やはりこれ、専門性が要求される職種だと思うので、この専門員をきちんと保障するとか、そういった意味で、この消費者行政の拡充というのはもっとされてもいいのではないかということで、採択を主張します。

- **〇国頭委員長** 続いて、矢田貝委員。
- ○矢田貝委員 私は採択しない、不採択でお願いしたいと思います。

この陳情の消費者行政強化交付金の拡充というところを求めるということになっていますけれども、この陳情理由のそれぞれは全くそうだなというふうには考えるところでございますが、まず、この地方消費者行政拡充のために、国は既に県と市町村あるいは広域というところでの連携強化、また、自治体の中でも各部の連携、それから、民間、様々な支援機関との地域のネットワーク体制を構築するようにということで、現在の様々な課題解決に向けて、どのように企画、政策を進めていくかという等のガイドラインを出しているところだと認識をしております。

また今、米子市でも、来年採用の求人を出していらっしゃいますですかね。なので、必

要な人が集められないということで予算が届いていないということでもないというふうに私は認識をしているところであります。

これらの消費者行政の拡充というのは、県がリードをして、県内の消費生活相談の体制整備であるとか対応能力の向上等の取組もされるものというふうに理解をしておりますので、まず、この交付金の拡充という意見書の提出につきましては、不採択、必要ないと考えておりますので、そのように主張いたします。

- **〇国頭委員長** 続いて、門脇委員。
- **〇門脇委員** 私は、この本陳情、国への意見書の提出を求める陳情については、不採択、 採択しないでお願いしたいと思います。

先ほど意見が出た中で、私も同じようなことを思っとることがございまして、財政支援につきましては、地方消費者行政強化交付金を通じて適切に処理がなされていると私も思っております。この強化交付金を導入して以降、地方公共団体の意見を踏まえて、度重なる見直しが行われていると思っておりまして、また、消費者庁につきましては、地方消費者行政強化作戦2020というものを、消費生活相談体制の強化、また消費生活相談の質の向上等を政策目標として、令和2年度、今年度から令和6年度までの5年間の予定でこの事業が始まっておりますので、このように対策がしっかりとなされていると思っておりますので、本陳情につきましては不採択、採択しないでお願いしたいと思います。

- 〇国頭委員長 岩﨑委員。
- ○岩崎委員 私も、本陳情は採択しない、不採択でお願いしたいと思います。

理由は、それぞれ委員さんからも出ましたけども、やはり私も同じで、国のほうの財政 支援について、本年度予算においても地方消費者行政強化交付金等を通じて適切に措置さ れているものと認識しておりますので、本陳情は採択しないでお願いします。

○国頭委員長 それでは、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

陳情第74号、地方消費者行政の拡充を求める意見書の提出について、採択することに 賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手…石橋委員、土光委員〕

〇国頭委員長 賛成少数であります。よって、本件についての陳情については、採択しないことに決しました。

次に、先ほど不採択と決しました陳情第74号について、委員会審査報告書に記載する 意見の取りまとめを行います。

採決結果の理由につきましては、先ほどの各委員から出されました御意見を正副委員長において集約いたしまして、各委員に御確認いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

[「異議なし」と声あり]

〇国頭委員長 御異議ありませんので、そのようにさせていただきます。

次に、市民生活部から1件の報告を受けます。

ヌカカ対策事業について、当局からの説明を求めます。

藤岡市民生活部次長。

〇藤岡市民生活部次長兼環境政策課長 ヌカカ対策事業について御報告いたします。お手元の資料をめくっていただきまして、1ページ目を御覧ください。令和元年度から3か年

で実施しております発生抑制対策モデル事業の今年度の実施状況について御報告します。

まず、補助事業の概要についてですが、前年度と同様に、住宅地周辺の荒廃農地で駆除作業を行う土地所有者及び自治会に対して、石灰購入費及び作業に係る労務費を助成いたしました。補助単価及び実施しましたスケジュールは、(ア)(イ)のとおりでございます。次に、(ウ)実施状況を御覧ください。令和2年度は彦名地区の住宅地周辺の荒廃農地のうち、土地所有者の承諾が得られた土地を候補として自治会に提示をし、実施しました面積は5万3,516平方メートルでございました。今年度は、新型コロナウイルスの影響により実施面積を縮小された自治会があった一方で、10平方メートル当たりの石灰散布量を実験的に前年度から増量しました結果、補助金額は、ほぼ前年度と同額の119万8,000円となりました。

次に、2ページを御覧ください。補助事業の実施に併せて行った効果検証事業につきましては、米子高専に委託を行い、駆除作業及び適正な石灰散布量の検討を行い、今いただいております中間報告では、石灰散布だけでヌカカ駆除には一定の効果があるという結果をいただいております。

次に、エ、アンケート調査結果を御覧ください。モデル事業地区の自治会に事業のニーズや問題点を調査し、今後の事業計画の参考とするためのアンケート調査を実施いたしました。主な意見としましては、本来土地の適正管理は所有者が行うべきものである、石灰散布には草刈りが必要であり、補助金等の支援が必要であるなどがありました。これらのモデル事業実施結果を踏まえた次年度の方針ですが、補助対象作業については、石灰散布のみでもヌカカ発生抑制対策に一定の効果が認められたことから、生活環境保全事業としましては石灰散布作業に対する支援を行うこととし、また、石灰散布作業の効率を上げるため、除草または耕うんが必要となる場合については、その労務費も補助対象とする方向で検討しております。

また、土地所有者による農地管理の促進については、本来私有地は個人の財産でありまして、個人で管理するものではございますが、ヌカカ駆除作業の促進を図るため、引き続き土地所有者も補助対象とする方向で検討を行うこととしております。

続きまして、3ページを御覧ください。令和3年度のモデル事業案でございます。2年間の効果検証試験やアンケート調査の結果などを踏まえまして、引き続き駆除作業に対する補助事業を実施するとともに、より効率的な石灰散布量を検討するための検証試験を実施し、地域で継続的に実施可能な事業手法を検討することとしております。

事業内容についてでございますが、補助単価は、検証結果を踏まえ、元年度と同量の10平方メートル当たり0.7キログラムの石灰購入費と労務費相当の積算により検討をしており、今月下旬に地元自治会に対して来年度モデル事業への協力のお願い、そして御説明を行う予定としております。

次に、(3) モデル事業終了後の発生抑制対策事業の案でございます。現在行っておりますモデル事業の検証結果を踏まえまして、ヌカカの発生及び被害が確認されております弓浜地区全域及びその隣接区域に対象を拡大し、継続的に実施可能な事業手法を検討してまいる考えでおります。具体的には、対象区域を、弓浜地区に加えまして隣接する河崎、両三柳、安倍を想定しておりまして、対象地区内の住宅地周辺における荒廃農地を対象の土地とする方法で検討したいと考えております。

事業の考え方としましては、ヌカカ被害の主な発生源である荒廃農地の保全管理は、先

ほど来申しておりますが、本来土地所有者が行うものではございますが、現状で毎年多数のヌカカ被害があることから、農業施策との連携を図りつつ、環境保全対策としての手法を検討する考えということでございます。

次に、4ページをお開きください。その他実施しました被害予防に係る啓発事業でございます。本年度は、市報などにより予防方法を広報するとともに、弓浜地区の小・中学校、保育園及び幼稚園に対して文書により被害予防方法の周知を行い、注意喚起を図りました。また、モデル事業地区内の保育園及び公共施設に虫よけ剤の新商品を配布し、使用を推奨して普及を図っております。

今後もこれらの取組を継続し、リーフレットの配布等により被害予防の周知啓発を図ってまいる考えでおります。報告は以上でございます。

- ○国頭委員長 当局の説明は終わりました。 委員の皆様からの質疑、御意見を求めます。 門脇委員。
- ○門脇委員 すみません、手短に質問したいと思います。3点ほどよろしくお願いします。まず、2ページの、ウ、効果検証試験、(イ)の一番下ですけど、この米子高専に委託っていうことですので分かる範囲でお答えいただきたいんですけど、石灰の散布量がここ、0.7キロと1.0キロであまり効果の差が見られなかったっていう、もうちょっと詳しくというのか詳細に、どういう検査で、この面積的にもどれぐらいのところでやってこういう結果が得られたのかということを、まずこれ1点目。全部言っときますんで、すみません。

それから、3ページの(3)のモデル事業期間終了後についてですけども、2行目の継続的に実施可能な事業手法を検討するということですけども、毎年この時期に委員会で報告があるわけですけど、この事業手法の具体的な内容について、それは来年のこの委員会の辺では決まっているのかどうか、ここで公表ができるような状態になっているのかということ。

それから、3点目は、一番最後のページですけども、最後の(3)の今後の取組についての、このリーフレットの配布っていうのがございますけど、ホームページを見ましたら何と見事なリーフレットが新たにできておりまして、今日、私、印刷してきましたので。この新しくいいのが、第二弾ができたなと思っております。それで、これをぜひ、1回目と一緒に該当する自治会等に回覧配布ですね。これは、5月頃からヌカカは出ますけども、それより前に、なるべく早い時期に回覧配布していただきたいなというふうに思っております。これに関してどういうふうな思いを持っておられるのか。

以上の3点、よろしくお願いいたします。

- 〇国頭委員長 藤岡次長。
- ○藤岡市民生活部次長兼環境政策課長 そうしますと、私のほうからは、3点の御質問のうち2点目と3点目について御説明いたします。

まず、3ページにあります継続的な事業手法の検討を、いつ頃、この委員会あるいは議会に報告を考えているかという御質問でございます。こちらにつきましては現在モデル事業の最中でして、来年度、令和3年度のモデル事業を、3ページの中ほどにスケジュール案を記載しておりますが、8月に実施していただいた自治会に、今年度と同様にアンケート調査を実施しようと考えております。そして、3年度目も高専のほうに効果検証事業を

お願いしておりますので、これらの結果を踏まえまして、次年度になりますと面積が弓浜全体に広がっていきますので、年内、今ですと、今年ですと12月の最後のあたりにモデル事業のお願いをしておりますが、来年度については範囲も広がりますので、結果をまとめ次第ということでなるべく早く、何月というのが今申し上げられませんが、できましたら10月頃には方針を固めたいと考えているところです。

それから、3点目のリーフレットについてですが、実は12月に作成したばかりでございまして、旧リーフレットにつきましては、5年ぐらい前だったでしょうか、最初の効果検証事業等を踏まえて、ちょっと大きい、いろいろな調査地点のものも書いてあったんですけれど、ヌカカの今までの調査研究等によりまして、発生の状況なり、あるいは被害を予防するための手法が判明したものがございましたので、A4の裏表にしまして情報を集約いたしました。

まずは、今月末に予定をしておりますモデル地区での、彦名の自治会ですけれど、説明会、来年度のモデル事業の御説明を行う予定にしておりまして、そのときに新しいリーフレットをお配りし、そして自治会への配布をお願いしようと考えております。また、年を明けてからで予定をしておりますけれど、なるべく多くの方法での配布を検討していきたいと思っております。

- **○国頭委員長** 大峯環境政策課環境保全担当課長補佐。
- ○大峯環境政策課環境保全担当課長補佐 米子高専によります効果検証試験の結果についてでございますが、令和2年度につきましては、石灰散布量の適正量を検討するということで、約300平方メートルの区画を3等分しまして、大体100平方メートルの中で石灰散布量は10平米当たり1キロ、それから0.7キロ、0.5キロという3段階を設定しまして、その散布前後、その作業の前後におきます幼虫の数の変化を調査いたしました。しかし、3区画ともそれほど差がはっきりとは現れなかったということでございまして、その原因としましては、調査の面積が狭かったということが要因ではないかという指摘を米子高専のほうから受けておりまして、来年度はその面積をそれぞれ3倍に広げて詳細な調査をしていこうと考えております。
- **〇国頭委員長** 門脇委員。
- **○門脇委員** これは最後の今の石灰散布のことについてですけども、確認ですけども、改めて3年目も、このような今、石灰散布については、0.5キロもまたやられるんですかね、ちょっとそこは分かりませんけど、0.7キロと1キロとですかね、そのあたりで試験をしていってまたきちんとした結果を出すと、こういうことだと思います。

本当にヌカカの駆除に向けては1歩も2歩も進んだと思っておりますので、引き続き、 本当にこの対策をしっかりしていただきますようにお願いして、私の質問は終わります。 ありがとうございました。

- 〇国頭委員長 石橋委員。
- **〇石橋委員** 最初に確認ですけれども、3ページ目の(3)の対象地区というのは、河崎、両三柳、安倍が入るのは、来年度、令和3年度に行われるモデル事業の対象ということですか。そうじゃなくって、モデル事業が終了した後の対策を講じる地域対象という意味ですか。
- 〇国頭委員長 藤岡次長。
- ○藤岡市民生活部次長兼環境政策課長 3ページ目の対象地区についての御質問でござ

います。3ページ目後半は、(3)モデル事業期間終了後のことでございまして、モデル期間の間は彦名地区の自治会の御協力をいただいて行う予定としております。

- 〇国頭委員長 石橋委員。
- **〇石橋委員** ちょっとそうじゃないように聞こえたもんですから、すみません。

じゃあ、元へ返って、2ページ目ですけれど、エのアンケート調査のところの記述で、 実施しなかった理由についての回答は得られなかったということなんですが、これはなぜ でしょうか、なぜだと思われますか。

- 〇国頭委員長 藤岡次長。
- ○藤岡市民生活部次長兼環境政策課長 今回のアンケートでございますが、モデル地区内、 彦名地区全15自治会ございまして、この全ての自治会に対して調査をいたしております。 項目幾つかにわたりまして調査をいたしましたが、具体的に記入をいただいておりません ので、そのあたりの詳細は、申し訳ありませんが、把握しておりません。
- 〇国頭委員長 石橋委員。
- **〇石橋委員** なかなかできんっていうこと以外には言えんのかなという気はするけど、すみません。

最後です。3ページ目のウのところ、事業の考え方っていうこれは、モデル事業が終わった後の事業ですね、継続的に実施可能な事業手法を検討するとされているこの事業の考え方ですよね。来年、令和3年度のモデル事業が終わった後で、10月頃に大体報告ができるというふうにさっきお伺いしたんですけれど、大枠としてというか、方向としてはどんなふうなことを考えておられるのか、今伺えることはないですか。

- 〇国頭委員長 藤岡次長。
- ○藤岡市民生活部次長兼環境政策課長 モデル事業終了後の考え方ということでの御質問でございますが、予算を伴うものでございますので、具体的な細かいことはまた今後、モデル事業の結果を踏まえて案をつくり、議会にお諮りをしてまいる考えでございます。今記入しておりますのは、現時点での事業終了後の考え方ということで御理解いただきますようお願いいたします。
- 〇国頭委員長 石橋委員。
- **〇石橋委員** なかなかこれ、本当にみんな切実なところで被害なくしてほしいと思っているので、みんな彦名の自治会の方たちも取り組んでいただいているんですけれど、それでもなかなかそれができないっていうところはあると思うんですね。もともとが耕作放棄地ですので、なかなか手が回らないというか、せないけんと思っとってもできんという現実がある中で、じゃあ、そういうところの対策をどうするのかというところも、ぜひ農業の問題と併せて考えていただきたいと、これは意見ですけど、申し上げときます。
- **○国頭委員長** ほかにありませんか。

[「なし」と声あり]

○国頭委員長 ないようですので、市民生活部からの報告を終わります。 以上で民生教育委員会を閉会いたします。

午後4時54分 閉会

米子市議会委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

民生教育委員長 国 頭 靖